

令和5年度 第4回 新潟市水道事業経営審議会 会議録

●日時：令和5年10月13日（金） 午後1時30分～午後4時35分

●会場：新潟市水道局 水道研修センター

●委員の出席状況：

（出席委員）佐伯委員、山下委員、内山委員、小倉委員 澤栗委員、
廣井委員、山田(健)委員、

●報道：4社

<p>（事務局）</p>	<p>皆さまお揃いになりましたので、始めたいと思います。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和5年度第4回新潟市水道事業経営審議会を開会いたします。</p> <p>当審議会の会議は、審議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しなければ開催することができないとされています。本日は、ご都合により唐橋浩輔委員、宮田義範委員、山田玲子委員がご欠席となっておりますが、10名中7名の委員の皆様にご出席いただいております。有効に開催できることをご報告させていただきます。</p> <p>なお、この会議は公開会議としています。本日は、報道関係4社いらっしゃいます。ご了承ください。</p> <p>また、会議の議事録は、委員のお名前を含め、公開する予定となっております。そのため、議事の内容について録音させていただきますことをあらかじめご了承くださいよう、お願いいたします。</p> <p>続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の令和5年度第4回水道事業経営審議会配付資料一覧をご覧ください。配付資料一覧の下に、1、本日の次第、2、委員の皆様の名簿、3、座席表、資料1「令和4年度 新潟市水道事業会計決算概要」、資料2-4「施設更新の需要と投資規模」、「討議用メモ」。これらを本日、机上配付しております。このほか、資料2-1「検討スケジュールと会議の進め方」、資料2-2「水道料金改定の検討について」、資料2-3「水道料金のしくみ」、資料2-5「今後の水道料金の改定について」、資料2-6「次回（R5.11.14）の審議予定概要」。この五つにつきましては、事前に皆様へ郵送しております。本日の配付資料に不足がある方、事前郵送資料をお持ちでない方はいらっしゃいますか。</p> <p>大丈夫でしょうか。不足等はないようですので、続きまして、委嘱状の交付を行います。</p>
<p>（委嘱状交付）</p>	<p>9月末に9名の委員の方の任期が満了し、4名の方が委員に再任され、5名の方が新たに委員となりました。本日は、3名欠席となっておりますので、6名の委</p>

員の皆様に、水道事業管理者の長井より委嘱状をお渡しします。なお、委嘱日は 10 月 1 日付となっております。

管理者が委員の皆様のお席を回ります。私がお名前を読み上げますので、ご起立のうえ、委嘱状をお受け取りください。

内山智絵様。

(水道事業管理者)

委嘱状。内山智絵様。新潟市水道事業経営審議会委員に委嘱します。委嘱期間は令和 7 年 9 月 30 日までとします。令和 5 年 10 月 1 日、新潟市水道事業管理者、長井亮一。

どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

小倉愛未様。

(水道事業管理者)

委嘱状。小倉愛未様。以下同文です。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

佐伯竜彦様。

(水道事業管理者)

委嘱状。佐伯竜彦様。以下同文です。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

澤栗裕美様。

(水道事業管理者)

委嘱状。澤栗裕美様。以下同文です。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

廣井愛子様。

(水道事業管理者)

委嘱状。廣井愛子様。以下同文です。引き続きよろしく願いいたします。

(事務局)

山下功様。

(水道事業管理者)

委嘱状。山下功様。以下同文です。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。なお、本日欠席の唐橋委員、宮田委員、山田玲子委員の委嘱状につきましては、次回 11 月の第 5 回審議会で交付させていただきます。また、山田健委員につきましては、令和 5 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの任期となっており、すでに委嘱済であることを申し添えます。

続きまして、水道事業管理者の長井より、ごあいさつを申し上げます。

(水道事業管理者)

ただいま、新潟市水道事業経営審議会の委員として 6 名の皆様に委嘱状の交付

	<p>をさせていただきました。皆様におかれましては、ご多用の中、経営審議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>当審議会は、地方公営企業法の規定に基づきまして、新潟市の水道事業の経営に関する必要な事項について、より専門的な知見や幅広い視点からご審議をいただくために設置されたものであります。これまで、委員の皆様からいただきまいました数多くのご意見やご提言は事業運営の助けとさせていただいてまいりました。どうぞ、今後につきましても、よろしく願いいたします。</p> <p>さて、今日の水道事業におきましては、人口減少社会の進展や節水機器の普及などによりまして、水道料金収入が減少傾向にあり、このところずっと続いております。加えて、昨今の光熱費をはじめとした諸物価高騰や、老朽化が進んでおります施設設備の更新需要の増大、さらに、近年、激甚化・頻発化しております自然災害への備えなどなど、課題は山積してしております。こうした諸課題に対応するためにも、本市におきましても、長い間行われておりませんでした水道料金の改定について、検討を進めていかなければならない状況となっております。委員の皆様には難しいご審議をお願いすることになりますが、将来にわたって安心・安全でおいしい新潟市の水道水を、市民の皆様確実にお届けしていくためにも、委員の皆様の活発なご議論と貴重なご意見、ご提言を賜りますことをお願い申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。</p> <p>それでは、本日はよろしく願いいたします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、委員の皆様のご紹介に移りますが、先ほどの委嘱状交付にてお名前などをご確認いただけたと思います。お手元に配付しております委員名簿と座席表と併せてご確認いただくことで、ご紹介に代えさせていただきます。</p>
<p>(局内挨拶)</p>	<p>続きまして、水道局側の出席者から自己紹介をお願いいたします。</p> <p>総務部長から順をお願いいたします。</p> <p>(総務部長)</p> <p>総務部長の小柴と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>(技術部長)</p> <p>技術部長の山本です。よろしく願いいたします。</p> <p>(経営管理課長)</p> <p>経営管理課長の渡辺です。よろしく願いいたします。</p> <p>(計画整備課長補佐)</p> <p>計画整備課課長補佐の杉山です。よろしく願いいたします。</p> <p>(総務課長)</p> <p>総務課長の相川です。よろしく願いいたします。</p>

	<p>(経理課長) 経理課長の 大野と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>(営業課長) 営業課長の 八代と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>(技術管理室長) 技術管理室長の 帆苅です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(管路第1課長) 管路第1課長の 中山と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>(管路第2課長) 管路第2課長の 小戸田と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>(浄水課長) 浄水課長の 稲田と申します。本日は、よろしくお願いいたします。</p> <p>(水質管理課長) 水質管理課長の 川瀬です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>続きまして、議事に移ります。次第3、会長及び副会長の選出についてです。議事進行に当たっては、審議会条例第5条第1項の規定により、会長に議長を務めていただくこととなっておりますが、委員の改選がありましたので、改めて会長及び副会長の選任を行い、その後、会長から議事進行をお願いしたいと思います。</p> <p>会長、副会長の選任につきましては、当審議会設置条例第4条第1項の規定により、委員の互選によることとなっておりますが、会長、副会長の就任について、事前に水道局から佐伯竜彦委員に会長就任のご相談を、山下功委員に副会長就任のご相談をし、お二人よりご内諾をいただいております。委員の皆様にお諮りしたうえで、ご異議がなければ、佐伯委員に会長を、山下委員に副会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。ご異議がないようですので、佐伯委員には会長を、山下委員には副会長をお願いいたします。</p> <p>それでは、佐伯委員は会長席にお移りください。</p> <p>それでは、代表して、佐伯会長から一言ごあいさつをよろしくお願いいたします。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>ただいま会長を仰せつかりました、新潟大学の佐伯です。よろしくお願いいたします。</p> <p>水道事業というのは、私が改めて申し上げるまでもないですけれども、非常に、我々にとって身近でかつ重要な事業というように認識しております。加えて、先ほどお話もありましたけれども、料金改定という、今年度、大きな議題というか問題がありますので、そういう問題について有意義な議論を、委員の皆様のご協力をいただいで進めていきたいというように思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>簡単ですけれども、ごあいさつとさせていただきます。</p>

<p>(事務局)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第4、諮問です。水道事業管理者の長井より、新潟市水道事業経営審議会を代表し、佐伯会長へ、水道事業を後世に引き継ぐための水道料金の改定について、諮問をいたします。</p> <p>佐伯会長は机の内側へお願いいたします。管理者は前の方へお願いいたします。</p>
<p>(水道事業管理者)</p>	<p>新潟市水道事業経営審議会会長、佐伯竜彦様。新潟市水道事業経営審議会条例第1条の規定に基づき、諮問いたします。</p> <p>1、諮問の内容。水道事業を後世に引き継ぐための水道料金の改定について。</p> <p>2、諮問の趣旨。本市水道事業は、明治43年の通水以来、水道水を安定して供給するよう努めてきました。そうした中、平成13年の料金改定以降、実質的な料金改定は22年間行ってきませんでした。今後、多くの施設で更新や耐震化に多額の費用が必要となりますが、その一方で、水道料金収入の減少や物価の高騰があり、水道事業の経営に大きな影響を与えています。つきましては、今後も安全・安心な水道水を安定してお客様にお届けするために、水道料金の改定について、貴審議会の意見を賜りたく、諮問します。</p> <p>3、答申希望時期。令和6年1月中旬。</p> <p>以上、新潟市水道事業管理者、長井亮一。</p> <p>それでは、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>会長はお戻りください。</p> <p>長井はここで退席とさせていただきます。</p> <p>それでは、佐伯会長はここからの議事進行をお願いいたします。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>引き続き、水道事業経営審議会の議事に入らせていただきます。次第5、令和4年度水道事業会計決算報告について、担当課からご説明をお願いします。</p>
<p>(経理課長)</p>	<p>経理課の大野と申します。説明いたします。</p> <p>それでは、私から、令和4年度の水道事業会計決算報告をさせていただきます。お配りいたしました資料1、令和4年度新潟市水道事業会計決算概要をご覧ください。最初に、1ページ目をご覧ください。1の概況になります。9月議会の委員会で報告させていただきました、総括事項になります。新・新潟市水道事業中長期経営計画、新・マスタープラン後期実施計画の2年目にあたる令和4年度も、諸施策の実現に向け、関係する事務事業を進めました。この新・マスタープランでは安全、強靱、持続の三つの方向性を設定いたしまして、事業に取り組んでおります。</p> <p>安全に位置づけております、安全でおいしい水道水の供給では、これまで同様に、農薬や残留塩素、臭気などの数値を国よりも厳しい独自の管理目標値を設定し、管</p>

理するとともに、検査機器の整備を進めるなど、水質管理の充実・強化に努めております。

次の強靱な施設・体制による給水の確保では、老朽化設備の更新や耐震化を図るため、青山浄水場施設整備事業を進めるとともに、巻取水場施設整備事業にも着手いたしました。管路施設では、基幹管路及び配水支管の計画的更新に取り組み、事故、災害対策の観点から進めてきた相互連絡管の整備や、重要施設と位置づけている行政機関や医療機関向けの配水管の耐震化を進めました。

三つ目の環境の変化に柔軟に対応した健全な事業運営の持続では、より多くのお客さまに水道事業を理解していただけるよう、水先案内などの広報紙による情報提供や、お客様アンケートや経営審議会を通しまして、お客さま、有識者などの皆様から意見、提言をいただきまして、事業運営に努めております。

また、1月の寒波の影響により、給水管の破裂、漏水が多発したことで、著しく配水量が増加し、一部の区域におきまして、計画断水を想定しなければならない状況になりましたが、記者会見、ホームページ、SNSなどを通じまして周知を図りました。その後、止水が進んだこと、また、お客さまの節水協力もあり、必要な水量を確保できる見通しとなったため、断水は回避できました。

下の配水量、有収水量、有収率と決算の状況は記載のとおりです。引き続き健全経営の維持に努め、新・マスタープランの基本理念であるすべてのお客さまに信頼される水道を念頭に、諸施策を積極的に推進していきます。

なお、隣の2ページには、ただいま申し上げました安全、強靱、持続の主な施策と事業規模を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、3ページをお開きください。それでは、財政状況を説明いたします。3の収益的収支です。(1)の主たる営業活動から生じる収益を差します収益的収入ですが、予算額170億4,519万円余に対しまして、決算額は171億5,163万円余となりました。下のグラフ、事業収益予算額、事業収益決算額の棒グラフの間に細かいグラフで表示しております、対予算増減額は1億644万円余となり、率にしますと0.6パーセントの増となっております。ページの中ほどからは、内訳になります。濃い青色の営業収益の決算額は156億2,815万円余で、対予算増減額は1億7,242万円余、1.1パーセントの増となりました。対予算増減額の内訳を右側の太括弧内に表しておりますが、水道料金収入であります給水収益が約1億7,687万円余の増となったことが主な要因です。

水道料金につきましては、給水人口の減少や節水器具の普及などにより水需要の減少を見込んでおりましたけれども、予算の想定より減少幅が少なかったことで、事業収益は増収という形になりました。

次に、緑色の営業外収益ですが、こちらも営業収益と同様に、対予算増減額は8,349万円余、5.9パーセントの増となりました。右側太括弧内訳の給水装置の新設時に徴収しております加入金は減少いたしました。括弧内の一番下の雑収益は、不用になった水道メーターを売却できたことから、増収という形になりました。

一番下の桃色の特別利益ですが、対予算増減額で1億4,947万円余、84.3パーセントの減となりました。これは主に浄水汚泥等対策賠償金収入の減によるもので、浄水汚泥に係る運搬、処分にかかった費用などを東京電力ホールディングス株式会社に請求しているものですが、継続協議中となっているため、減収となりました。

隣の4ページに移りまして、(2)収益的支出についてご説明申し上げます。予算額159億7,490万円余に対しまして、決算額は157億4,543万円余となりました。執行残額につきましては、下のグラフ、事業費予算額と事業費決算額のグラフの間、紫色の棒グラフで表しておりますけれども、部品調達の遅延による工事の繰越と契約差益などによる不用額を合計しますと、2億2,946万円ほどになります。

大きな棒グラフの下の費用ごとの内訳では、事業の主体となる濃い青色の営業費用の決算額は147億1,590万円余となり、その内訳を細い棒グラフで示しております。主なものを説明いたします。1の職員給与費は、建設改良工事を担当する職員を除いた職員320名の給料などです。2の委託料は、メーター検針や料金の収納業務、浄水場の運転監視業務などに要した経費、3の修繕費は、浄配水場設備や水道管などの維持管理にかかった経費です。4の動力費につきましては、浄配水場のポンプ運転などにかかった電力料、5の受水費は、新潟東港地域水道用水供給企業団などからの受水費用になります。8のその他は、1から7までの経費以外の費目で、そのほかの薬品費や燃料費などの合計になります。

次に、緑色の営業外費用ですが、企業債の借り入れに係る支払利息や消費税などになります。

その下、オレンジ色の特別損失は、2の放射性物質を含む浄水汚泥の処分費用となる浄水汚泥等対策費が、3のその他特別損失では、損害賠償金の支払いなどにかかった経費となります。

続きまして、5ページをご覧ください。財務諸表であります損益計算書になります。企業の経営成績を明らかにするために、期間中に得た全ての収益と、これに対する全ての費用を掲載いたしました。純損益とその発生要因を表示した報告書になります。

決算額は記載のとおりです。省略させていただきます。

ページ右側に記載の小さいグラフは、主な項目をグラフ化したものになります。

隣の6ページでは、利益の状況について説明いたします。収益から費用を差し引きました、令和4年度の純利益は、7億5,200万円余となりました。純利益は年々減少傾向にあります。令和3年度と比較しますと、6億8,100万円余、率にして47.5パーセント、純利益が減少いたしました。この減少の要因ですが、収入では、営業収益の主な財源であります水道料金収入が約1億円減少したこと、費用につきましては、12月に補正いたしました浄水場を運転するための電力料の高騰に加え、庁舎の改修や浄配水設備の大規模修繕などの修繕費が増加したこと、それと、減価償却費で配水管の償却が進んだことにより、費用は増加いたしました。また、特別利益では、先ほど申し上げました浄水汚泥等対策賠償金収入が、東京電力と継続協議中

のため、収入は減少し、損失では、浄水汚泥等の処分にかかる費用のほかに損害賠償金の支払いがあったことから、純利益は大きく減少いたしました。

下の水色の棒グラフは、純利益の推移をグラフ化したものです。令和4年度は令和3年度から約半分に減少いたしました。今年度の令和5年度以降は、純損失になると見込んでおります。その下の左側のグラフは、収益的収支の推移を表しております。今まで申し上げたとおり、令和4年度は、収入は減少、費用は増加しております。右側のグラフは、有収水量、1立方メートル当たりに係る費用を表しました給水原価と販売価格である供給単価の推移を表しております。赤い折れ線グラフである給水原価が、特に令和4年度は高くなっており、水を作るための費用は増加しています。

続きまして、7ページをご覧ください。5、資本的収支についてです。施設の整備や拡充などのための企業債や補助金を指します。支出につきましては、建設改良費、企業債元金の償還などに関する収支となります。(1)資本的収入についてです。予算額71億1,501万円余に対しまして、決算額は51億9,973万円余となりました。差し引きでは大きな棒グラフの間、紫の対予算増減額、19億1,528万円余の減収となりました。収入の減につきましては、企業債や補償金などが、工事の繰越に併せて翌年度へ送ったことによる影響によるものです。

決算額の内訳ですが、下の棒グラフの左側から順に説明いたしますと、決算額の約80.5パーセントを占めます青色の企業債は、基幹管路更新事業や青山浄水場施設整備事業などの建設改良事業に係る借り入れです。黄色の国庫補助金は、基幹管路や老朽配水管の更新工事費に対する国からの補助金です。緑の出資金は、市からの上水道安全対策事業に対する出資です。そのほか、消火栓設置負担金と補償金は、消火栓の新設費用と下水道工事などで支障となる水道管の移設費用に対する収入になります。

次に、8ページ、(2)資本的支出をご覧ください。予算額158億4,854万円余に対しまして、決算額は117億3,993万円余となりました。資本的支出につきましては、建設改良費を青色で表し、緑色の企業債償還金は元金の当年度償還金分です。大きな棒グラフの間、執行残額の内訳につきましては、繰越額を桃色、不用額を紫色で表示しております。繰越額の35億289万円余は、建設改良費の内、工事期間の延長により、当年度中に支払義務が生じなかった工事予算を翌年度に繰り越すもので、不用額は右隣、契約差益などの6億571万円余となります。ただいま申し上げました繰越の内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

建設改良費の内訳を予算科目ごとに下の細かい水色の棒グラフで表しております。1の原水施設費から3の配水施設費は、浄配水場の更新など、施設改良工事に要した経費です。4の営業設備費は、水質検査機器や水道メーターの購入などにかかった経費です。5から8は管路の更新や整備にかかる費用です。9と10は令和6年度完了予定の施設整備事業です。また、11の仮払消費税及び地方消費税は、建設改良費でかかった消費税となります。

下の表は、主な建設改良事業の実績数値です。

次に、9ページをお開き願います。6、貸借対照表になります。大きな棒グラフ、左側、資産の部ですが、青色の固定資産では、土地や建物など1,554億1,730万円余で、総資産の92.8パーセントを占めております。その下の流動資産は、現金預金や未収金などです。一方、右側のグラフは、負債及び資本の額を表しており、企業債などの負債と資本金、剰余金の合計は資産合計と一致します、1,674億9,551万円余です。

次に、10ページをご覧ください。7、キャッシュフロー計算書になります。公営企業におけますキャッシュフローは、1会計期間における現金及び預金の増加及び減少をそれぞれ業務活動、投資活動、財務活動の三つに区分して表示しております。この三つのキャッシュフローを計算しますと、下から3行目の令和4年度は1年間で4億8,670万円の現金預金が増加いたしました。年度末には90億1,536万円余になったことを示しております。

続きまして、11ページをご覧ください。先ほど8ページでも触れました、主に建設工事における令和5年度に繰り越しました事業及び繰越額、繰越理由を記載しております。繰越額、繰越理由は記載のとおりですが、繰越の大部分を占めます(3)資本的支出繰越額について、浄配水施設では部品調達の遅れがありました。管路事業では河川管理者、道路管理者、JRなどの関係機関との協議に時間を要したことや、農繁期を避けてとの地元の要望、下水道、ガス工事などの他事業体との工程調整により、翌年度へ繰り越すことになったものです。

そのほか、入札不調による契約の遅れもあります。繰越工事は年々増加傾向にあります。令和2年度は44件、令和3年度は59件、令和4年度は76件となっております。一番下の表は、繰越工事に対します財源の内訳を表しております。企業債、補償金と、それ以外の外部から調達した財源以外の水道局の自己財源は、繰越を併せまして翌年度以降、使途先が決まっている財源額を表しております。

続きまして、隣の9、資金残高の状況になります。令和4年度の純利益、先ほど申し上げました7億5,200万円余に、内部留保資金である建設改良積立金の合計、68億3,400万円余の内、先ほども申し上げました、翌年度以降費用執行が決まっている16億5,600万円余を差し引きました、記載があります51億7,700万円余が実資金残高となります。この下の緑の棒グラフは、資金残高の推移を表しております。令和5年度以降、純利益が計上できないと見込んでいることから、内部留保資金、いわゆる貯金を取り崩して事業を進めていかなくてはならなくなるため、資金は減少していくことを表しています。その下、企業債現有高の年度別推移は、建設改良事業のために借り入れしている企業債の現有高を表しております。

次に、13ページをお開きください。10の業務実績になります。令和4年度と令和3年度を比較したのものになります。給水人口は10年連続で減少し、前年度から約5500人あまり減少しております。年々、減少数は拡大傾向にあります。給水世帯数につきましては、約1,800世帯あまり増加していますが、増加数も縮小傾向になってお

ります。表の3段目の配水量から6段目の給水収益の給配水関連項目はすべて減少しております。加入金も減少いたしました。職員給与費につきましては、職員の新陳代謝により減少し、職員数も減少しております。減価償却費、固定資産総額は、施設の更新を積極的に進めていることから増加いたしました。支払利息は高金利企業債の完済を進めているため、減少しております。

先ほど申し上げました企業債現有高は、老朽管や浄配水施設の更新に係る企業債の借入額が増加いたしました。

隣の14ページは、主な項目をグラフ化したものです。上から給水人口・給水戸数、配水量・給水量、一人一日配水量、給水収益の、平成30年度からの推移をグラフ化したものになります。3番目の一人一日配水量の青い棒グラフが高い数値を表しておりますけれども、これは総括でも触れました、1月下旬から2月上旬にかけて発生いたしました寒波による配水量が一番多かった1月27日の配水量の増によるものです。一番下の給水収益は、給水量の減に伴いまして減少しています。令和3年度から9,200万円、平成30年度からは3億2,800万円ほど減少しております。

続きまして、15ページをお開きください。11、経営分析指標になります。財務諸表に表示されている情報のほか、住民や議会の理解を資するよう、経営の実態をより端的に示すため、水道事業における損益情報と資産情報に着目いたしました五つの経営分析指標を決算書に記載しております。

損益情報に着目した経常収支比率、料金回収率は下がっておりますが、基準となる100パーセントの数値は上回っております。黒字であることは保たれております。

資産情報に着目いたしました有形固定資産減価償却率は例年並みの49.6パーセント、管路経年化率は、施設の経年化が進んでおりますが、十分に使用できる管が多くあることを踏まえまして、局独自の更新周期を定めているため、数値は上がっております。管路の更新率は、繰越工事の増加により減少しております。算出方法につきましては記載のとおりです。後ほどご覧いただければと思います。

施設につきましては、アセットマネジメント実施により、更新需要と財政収支を見極めながら、計画的な更新を行ってまいります。

続きまして、17ページをご覧ください。9月議会にお諮りいたしました議案の写しになります。議案第66号につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度未処分利益剰余金16億666万円余の内、8億5,432万円余を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものです。残余につきましては、先ほどから申し上げております、令和4年度の純利益、7億5,234万円余になります。例年、この純利益は建設改良積立金に積み立てる処分をいただいておりますけれども、先ほど、6ページの純利益の推移のグラフでお伝えしたとおり、特に今年度につきましては1億2,000万円の純損失を見込んでおります。その損失に対する補てん財源として備えるために、建設改良積立金の処分は行わず繰り越すことを決め、議決をいただきました。

最後に、18ページから19ページにかけては、監査委員からの水道事業会計決算

	<p>に対する意見書の結びになります。後ほどお読みいただきたいと思いますが、3番の今後の課題としての趣旨は、近年の水道は、水需要の減少に伴い給水収益が減少する一方、費用はエネルギーの高騰や物価、労務単価の上昇などから動力費、委託料、修繕費、減価償却費などが増加していることから、経営は悪化し、純損益が赤字に転じるおそれがあると。また、資金状況につきましても、先ほどお見せしましたとおり、管路事業の更新や施設整備事業の支払が本格化するなど資金が減少し続ける見込みであることから、厳しくなることが懸念されると伝えております。</p> <p>このことから、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、市民に安全な水道水を安定的に供給するために、抱える課題につきまして、危機感を持って持続可能な健全経営になるよう、より一層の経営基盤の強化に努められたいと、ご意見をいただきました。</p> <p>以上で、簡単ではありますが、令和4年度の水道事業会計決算概要の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>それでは、ただいまの説明についてご質問等はありませんか。</p>
<p>(山下委員)</p>	<p>私は本業が会計学ですので、それに関して二つほど質問させていただきます。9ページの貸借対照表につきましては、このような分析をするときには損益計算書やキャッシュフロー計算書との関連を見るために、通常は令和3年度と4年度の併記という形を取るのので、令和3年度もつけていただいたほうがよろしいと思います。</p>
<p>(経理課長)</p>	<p>ありがとうございます。こちら、今、お付けさせていただいた資料につきましては、9月議会の委員会のときに、議員に向けて、絵の形で見やすくしたものですので、委員ご指摘のとおり、令和3年度、令和4年度のBSにつきましては、後ほどお渡ししたいと思います。</p>
<p>(山下委員)</p>	<p>それからもう一つ、次ページのキャッシュフロー計算書に関しまして、キャッシュの範囲はどのくらいでしょうか。ちなみに、企業ですと預入期間が3か月以上の定期預金はキャッシュではなくて投資活動になりますので、定期預金をお持ちの場合、それはキャッシュなのか投資活動なのかというところを確認したい次第です。</p>
<p>(経理課長)</p>	<p>今、私どものほうでは定期預金のところは各銀行で預け入れしているのですが、現状、利率が非常に低い状態で、0.003%とか0.002%というような状況で、利益もほとんど得られない状況です。一応、定期預金等もこの資金の中に含んだ形で考えております。</p>
<p>(山下委員)</p>	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>

(佐伯会長)	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>ありませんか。なければ、次第5、決算についてはこれで終わりたいと思います。</p>
(経理課長)	<p>ありがとうございました。</p>
(佐伯会長)	<p>先ほど山下委員からご指摘のあった、貸借対照表の令和3年度のものは、次回か何かにご提示いただけますか。</p>
(経理課長)	<p>はい。次回、ご提供いたします。</p>
(佐伯会長)	<p>分かりました。では、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、次第の6、先ほど諮問を受けました、水道事業を後世に引き継ぐための水道料金の改定について、担当課より説明をお願いいたします。</p>
(経営管理課長)	<p>経営管理課になります。よろしく願いいたします。</p> <p>先ほど会長からお話がありましたけれども、諮問ということで、料金改定の検討についてお願いしたところですよ。この今後の検討スケジュールと会議の進め方について、資料2-1で説明させていただきたいと思います。</p> <p>検討スケジュールになります。今年度当初からの会議の回数となっておりますので、本日は第4回の審議会となります。本日、10月13日諮問を行わせていただきました。今日、このあと、料金改定の必要性等、基本的事項の確認をさせていただきたいと考えております。</p> <p>次回、第5回を11月14日午前9時30分から、本日確認いただきました基本事項などを基にしました料金改定規模ですとか財政計画案についての説明を差し上げたいと思っております。次に第6回、12月8日9時30分からということで、第5回の審議内容からの意見を踏まえた形での料金表案をご審議いただければと思っております。続きまして、第7回、来年の1月12日9時30分からですけれども、事務局のほうで答申書の案を作成させていただきますので、その内容の確認をお願いしたいと思っております。いずれも会場は、この会場ということで予定しております。1月の中旬になりますけれども、答申をいただきたいと思います。答申の日程につきましては、また後日、改めて調整させていただきます。</p> <p>続きまして、次のページ、会議の進め方になります。本日は、先回の料金改定についての会議はありませんので、1の前回内容の確認というのはありませんけれども、次回以降、前回の審議会での概要、取りまとめた意見などを再確認させていただいた後、議事を進めていきたいと思っております。前回の内容を確認いただいたあとに、事務局案の説明ということで、先ほど説明しました各会の討議項目に沿った形での事務局案を説明させていただきます。これを基に、緑色で網かけしており</p>

	<p>ます、事務局案に対する委員の皆様からの討議をお願いします。そして、最終的に意見の取りまとめをお願いしたいと考えています。それが終わりましたら、次回の検討概要について確認させていただくという予定で進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>それでは、ただ今ご説明いただいた内容について、ご意見、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。それでは、引き続き説明をお願いします。</p>
<p>(経営管理課長)</p>	<p>それでは、引き続きまして、私から資料2-2、水道料金改定の検討についてということで、説明させていただきます。</p> <p>まず、資料2-2をご覧くださいますと、表紙の右上のほうに、9月21日に開催されました新潟市議会環境建設常任委員会の協議会報告ということで記載させていただいております。この内容を9月21日に議会で報告させていただいたものです。料金改定の検討が必要である旨をまとめた資料となっておりますので、この資料をもって、まず、説明させていただきたいと思っております。1ページ目をご覧ください。まず、1、収益的収支予算の状況です。収益的収支予算とは、主に水道料金収入を原資として、安全でおいしい水道水を作り、安定供給を行い、また、料金徴収を行うなどの日常的に執行する費用をまかなう予算のことを言います。</p> <p>①給水人口・有収水量・給水収益の推移のグラフとなっております。緑の折れ線グラフは、給水人口の推移です。政令市移行時には80万人を超えていた給水人口ですが、人口減少の影響により、令和4年度には77万人程度まで減少、今後も令和18年度には70万人を下回るほどの減少が想定されています。</p> <p>加えて、ベージュの色で囲んでおりますが、参考といたしまして、節水機器の普及の例ということで表示しております。水洗トイレの洗浄水量の変遷を1970年代の登場時からまとめたものです。1970年代には、大小の別もなく、1回に13から20リットルの水量が流れていました。これが時代の経過とともに使用水量が少なくなり、近年の水洗トイレでは、大でも4から5リットルと、登場時の5分の1程度まで減少しています。今後、リフォームが進み、ご家庭の古いトイレが最新式に替わっていけば、なお使用水量の減少が進むことが見込まれます。このほか、ドラム式洗濯機ですとか食洗機などの普及により、各家庭での使用水量は確実に減少しているという状況です。</p> <p>これら人口減少と節水機器の普及によりまして、有収水量、これは水道料金の基になる水量になりますけれども、こちらは平成19年度には約1億300万立方メートルあったものが令和4年度には約9,200万立方メートルと、約1,100万立方メートルほど減少しており、さらに、令和18年度には約7,800万立方メートルと大きく減少することが想定されています。</p> <p>下のグラフ、給水収益、水道料金の収入に当たる部分になりますけれども、こちらのグラフで見させていただきますと、平成19年度には約146億円の収入があったもの</p>

が、令和4年度には約135億円と、10億円以上の減少となっています。今後は、有収水量の減少に加え、これまで増加傾向にありました給水世帯も減少に転じることから、基本料金収入の減少も想定され、1年間当たり1億円程度の収入減少が見込まれるなど、財政面に与える影響は大きいものと考えております。

2ページをご覧ください。②支出の増加とありますが、事業費の推移を積み上げグラフで示しています。マスタープランの初年度であります平成27年度から直近の決算値となります令和4年度までの8年間と、今後の8年間を示しております。水道事業を運営するうえで必要となる事業費についてはこれまでも微増傾向にありましたが、今後はさらに増加傾向が強まるものと考えています。

増加の主な要因を、ページ下のグラフ③事業費の比較で示しています。まずは、動力費・薬品費です。これは、浄水場の運転に使用する電力料金及び薬品類の購入によるものです。薬品類は電気分解により製造するものが多く、電気を使用することから値段も上がっているものです。令和4年度までの8年間と令和5年度以降の8年間での事業費を比較すると、約30パーセント、金額にして平均2億5,000万円程度の上昇を見込んでいます。修繕費についても、老朽化施設の修繕対応が増加するほか、臨時対応が必要な修繕工事の増加もあり、約40パーセント、年平均5億2,000万円程度の増を見込んでいます。施設の更新が進むと主要な資産の償却が本格化することから、減価償却費も増加する見込みとなっており、約20パーセント、年平均11億円程度の増を見込んでいます。

3ページをご覧ください。④事業費・事業収益の推移です。今ほど説明しましたとおり、水道料金収入を主とします茶色い棒グラフ、事業収益は減少傾向となっている一方、正反対に青い棒グラフ、事業費は増加傾向となっています。この収支の差を⑤純損益の状況として、折れ線グラフで表しています。これまでは事業収益、収入になりますが、これが事業費の支出を上回りますいわゆる黒字の状態が続いていましたが、令和5年度以降、事業収益が事業費を下回る赤字の状態が継続することとなります。水道事業は地方公営企業法において独立採算制が原則となり、経費は事業経営に伴う収入、すなわち水道料金収入をもって充てなければならないとされています。また、令和4年度のように、純利益が黒字ということで出ている状態であれば、このあとまた説明しますけれども、建設改良費ですとか企業債償還金の原資として管路の入れ替えや浄配水施設の更新費用として活用することができますが、赤字となりますと、それら建設改良にあてがう資金がなくなることから、事業継続も困難になってきます。その意味で、赤字は事業運営上の異常事態ということが言えると思います。

4ページをご覧ください。2、資本的収支予算の状況です。①建設改良費と財源です。青い棒グラフで建設改良費の合計額を、その左側、茶色い積上グラフでは、その財源を示しています。財源としては、国庫補助金、企業債、損益勘定留保資金が主なものとなりますが、これにより不足する分を、貯蓄を取り崩して対応しています。令和5年度の値が大きくなっていますが、これは令和4年度に契約した工事

において繰越が多く発生したこと、また、青山浄水場施設整備事業などの継続事業が計画の最終年である令和6年度に向けて本格化したことによるものです。令和5年度以降については、老朽管路や浄配水施設の更新・耐震化の需要を見込んだ中で、優先順位をつけながら平準化した結果、多くの投資が継続的に必要となりました。

これまでの8年間と今後の8年間を比較し、建設改良費の主な増加要因を示したものが、②建設改良費の比較となります。管路整備においては、材料費や人件費の上昇に伴う工事価格の上昇により約14パーセント、年平均で8億円の増が必要と見込んでいます。浄配水場施設整備事業においても、工事価格の上昇と老朽化に伴う施設設備の更新需要増加により、約55パーセント、年平均で約9.8億円の増が必要と見込んでおります。

5ページをご覧ください。参考といたしまして、管路更新率と工事価格の推移を示しています。まず、管路更新率ですが、これは新潟市内に埋設してあるすべての管路の総延長に対して、毎年更新を行った延長の割合を示したものです。この値が1パーセントでありますと、そのままの更新率を維持した場合、すべての管路の更新を終了するために100年を要するということになります。青い折れ線グラフが新潟市の値を示しますが、年々減少し、令和4年度が0.38、今後、先ほど説明した更新投資を行っても更新率の上昇は見込めない状況です。また、全国平均や、主に政令指定都市となります類似団体との比較において、現状においても新潟市の更新率は低いものとなっています。

その大きな要因といたしまして、工事価格の上昇があります。下のグラフをご覧ください。管路更新工事のモデル設計による工事価格の推移を示しています。平成23年度から令和4年度にかけて、年々上昇し、この11年間で約1.9倍の価格まで上昇しました。つまり、毎年同じ金額を投じて更新できる延長が半減してしまったということです。

6ページをご覧ください。3、資金残高の状況です。先ほど、2、資本的収支予算の状況において、その財源として不足する部分を、貯蓄を取り崩して対応すると説明しました。表の1行目、貯蓄の取崩がその部分です。これまでは、この貯蓄の取り崩しにより減少する資金を、2行目の純損益のプラス、つまり黒字により補うことで、資金残高としては約70億円の状態を維持してきました。しかし、今後は純損益がマイナス、つまり赤字の状態が続くことから、建設改良費の財源として貯蓄を取り崩し、さらに、赤字分を補てんするために資金が必要となることから、急激に資金残高が減少し、このままの状態が継続した場合、令和7年度には資金ショートが発生する見込みとなってきました。

7ページをご覧ください。先ほど、2、資本的収支予算の状況において、建設改良費の財源の一つとして説明しました企業債残高の状況です。紫色の棒グラフが企業債残高の状況を示しています。これまでも増加傾向にありましたが、今後の建設改良費の増加に対し、これまでと同じ考え方で企業債を借り続けると、その残高はさらに増加していくものと考えています。折れ線グラフは、企業債残高の規模を示

す指標として多くの事業体で使われている給水収益に対する企業債残高の割合です。例えば、令和3年度の値、354パーセントは、企業債残高が水道料金収入の3年半分に匹敵することを示しています。令和3年度の政令指定都市平均が279パーセントですから、新潟市は高い水準にあることとなります。今後の人口減少を考えた場合、将来世代にはさらに多くの負担を強いることとなりますので、企業債の借入れを抑制する努力が必要だと考えています。

下のグラフは、その企業債残高の割合を政令指定都市の中で比較したものです。令和3年度において、新潟市は高いほうから5番目となっています。また、かりに、今後、上のグラフのように推移した場合、令和12年度の454パーセントは京都市に続いて2番目に高い値となってきます。

8ページをご覧ください。現在、新・新潟市水道事業中長期経営計画、新・マスタープランの後期実施計画3年目となっています。この後期実施計画作成時には、計画期間を超えた部分の予測も作成していただきましたので、この予測と現段階での予測を比較したものを示しています。左上の棒グラフ、事業収益は、多少の増減はありますが、ほぼ計画どおりに推移することを見込んでいます。事業費については、電力量などの高騰や修繕費の増加などの要因により、当初の見込みを大きく上回るものと見ています。右側の折れ線グラフ、純損益についても、当初計画ではぎりぎり黒字の状態を確保できると見込んでいましたが、先ほどから説明していますように、令和5年度以降、赤字の状態が継続します。その結果、資金の減少が加速し、左下グラフにありますように、資金ショートが発生が1年早まる見込みとなりました。

9ページをご覧ください。広域合併以降、水道局が行ってきた経営効率化の取り組みをまとめています。まず、施設の関係ですが、合併時には各市町村が管理していました浄水場、配水場、30施設を、また、お客さまサービス拠点も13拠点をそのまま引き継ぎました。現時点において、浄水場、配水場は19か所、サービス拠点は4拠点まで統廃合を行い、効率的な運営に努めています。組織についても、事業を取り巻く環境の変化に即応するため、適宜見直しを行っています。また、この組織見直しに併せ、管理職員数も順次削減し、平成18年度と令和5年度の比較では16名、約40パーセントの削減を行っています。業務における委託化の推進としては、平成19年度の浄水場運転監視業務のほか、効率化が図れるものを検討し、順次推進しています。これらの結果、資料の右側になりますけれども、人件費としましては平成18年度比で98名削減し、累計総額108億円の人件費削減を行っています。

その他の経費削減の取り組みとしては、亀田清掃センターで行っています廃棄物発電の余剰電力活用や、満願寺浄水場の未利用地を活用したP P Aモデルによる太陽光発電の導入、そのほか、公用車の削減などを行っています。今後も、効率化に向けた取り組みとして、業務の集約化や委託化を検討し、より一層効率的な業務執行を行うよう推進していきます。

また、効率化の話とは異なりますけれども、公益社団法人日本水道協会ですとか地方公営企業連絡協議会などの場を通じまして、国などへ財政支援に対する要望活

動を行っており、陳情団として関連する省庁へ直接出向いて、面談しながら要望を伝えるなどの活動も積極的に行っております。

10 ページをご覧ください。ここまでのまとめとなります。7、水道事業を継続するためにはです。令和7年度以降は、収益的収支予算の赤字幅が10億円以上になる見込みです。引き続き経費削減、業務の効率化などにより支出の抑制に努めてまいります。それだけでは対応できない規模となっています。収支を大きく好転させるためには、水道料金の値上げが避けられない状況と考えております。また、令和4年度末において68億円を確保した資金残高は、令和6年度末には10億円を下回る見込みです。想定した給水収益の減少と事業費の増大が続いた場合には、令和7年度には資金ショートを引き起こす状況となることから、令和6年度中の料金改定が必要と考えています。また、不測の事態を考慮した場合、令和6年10月の改定が望ましいものと考えているところです。

なお、料金改定率は、このあと説明させていただきます最低限確保が必要な資金残高や料金算定期間などの各種条件設定により変動しますが、今後も安定した事業運営を継続するためには、20から30パーセント程度の改定が必要と見込んでいます。この改定率につきましては、次回以降、この審議会で皆様のご意見を伺いながら検討を進めていきたいと考えています。

11 ページをご覧ください。8、他都市における近年の料金改定状況です。令和に入って以降のものを記載しております。静岡市では、令和2年度に14.8パーセントの改定をおこなっていますが、さらなる改定も検討しているようです。横浜市においては、令和3年度に12パーセントの改定を行い、令和9年度末まで資金確保できる見込みと伺っています。また、中核市になりますが、前橋市、松山市でも改定を行っています。

今現在の聞き取りの中で、政令指定都市の中で今後の料金改定を検討している都市は岡山市、浜松市となっています。

9番、今後のスケジュールです。冒頭説明しましたように、議会に対してはこの資料を9月21日に報告しています。経営審議会の皆様には、先ほど説明しましたスケジュールにより審議いただきます。お客さまへの情報提供としては、水道メーター検針時に配布します水道局広報紙「水先案内」の秋号、これは10月と11月に配布になります。こちらで料金改定検討開始を周知しているところです。また、次の冬号、これは1月、2月に配布になりますが、検討経過の中間報告を行いたいと思っております。また、そのほか、ホームページでは、この経営審議会での資料を、会議終了後、速やかに公表していきたいと考えています。

12 ページをご覧ください。最後に、参考として、現行料金の他都市比較を掲載しています。比較条件としては、本市で水道を使用している件数の約8割を占める口径13ミリの水道メーターにより、1か月に20立方メートルの水量を使用した場合での比較となります。上のグラフは政令指定都市との比較となっています。本市は、政令指定都市平均の2,672円よりも安く、順位としてもほぼ中間に位置します。な

お、全国平均は、直近で公表されている数値が令和2年度のもので最新となっていましたので、その値を表記していますが、他都市においても値上げが多く行われていますので、現状としてはさらに高い金額になっているものと推測します。

下のグラフは、県内20市での比較となります。記載の数値は、本年4月現在の数値となります。本市は、糸魚川市に続き2番目に安い状況ですが、その後、今年の8月に加茂市、9月に南魚沼市が改定を行っています。また、今後の予定として十日町市、柏崎市が令和6年度に、糸魚川市は令和8年度までの間、毎年値上げを行うという情報もあります。

資料の説明は以上となりますけれども、水道は生活や産業を支える基盤であり、水道料金改定の影響は大変大きいものだとは認識しております。現在、各種物価の上昇が家計に大きく影響し、また、産業界においてもコロナ禍からの回復を目指す大変重要な時期であるということは重々承知しているところであります。しかし、水道料金には、消費した水の代金という意味だけではなく、水道施設という財産に対し投資する、将来に引き継ぐという意味があります。安心・安全なおいしい水道水の供給を今後も続け、後世に引き継いでいくために、今回の水道料金改定の検討は避けて通れないものだと考えています。よろしく願いいたします。

(佐伯会長)

それでは、ただ今のご説明に対してご意見、ご質問がありましたらお願いします。では、私のからよろしいでしょうか。三つほどお聞きしたいのですが、一つは、いろいろな見込みを立てておられて、例えば、人口動態だと、高位推計とか中位とか低位とかとありますよね。ああいう厳しめに見積もるのか、中くらいかというものの。ここに出てきている数字はどういうものなのかということが一つと、併せて、損益の見込みを出されていますけれども、それは真ん中くらいの数値を使って出しているものなのか、厳しめの数値なのか楽観的な数値なのかというところをお聞きしたいと思います。

最後に、他都市との比較を出されていますけれども、人口規模か何かで政令指定都市と比較するのが一つあるのかなとは思いますが、その他の条件といえますか、例えば、広い地域に人口が散らばっているような都市だと、配水管網がとても大変だし、人口は多いけれども、集中して人口密度も高く中心に集まっているようなところだと、多分、効率よくできるとか違いもあると思うので、そういう意味で、新潟市と似ている都市でどういう料金になっているのかという比較をされていたら教えていただきたいと思います。

(経営管理課長)

まず、人口の予測になりますけれども、こちらはベースになっていますのが、今年度から動いております新潟市総合計画2030というもので、8年間の計画なのですが、この中で見えています人口予測をそのまま使わせていただいています。そういった意味で、振り幅といえますか、そういったものはない状態で見えています。

(佐伯会長)	事業費とかも物価がこれくらい上がったらという幅がありそうな気がするのですが、それはどうなのですか。
(経営管理課長)	事業費の全部ではないですが、一定のものについては物価上昇率を若干見ている部分があります。
(佐伯会長)	それは、しかし、一つの数字で決め打ちしているというような感じなのですか。
(経営管理課長)	そうです。政府が出している試算のようなものがありまして、0.6パーセントという上昇率試算がありましたので、それを参考に積算しているものです。
(佐伯会長)	そうすると、損益の予測も一つしか出てこないという状況ですか。
(経営管理課長)	はい
(佐伯会長)	そうすると、どちらになるか分からないけれども、必ず当たるとは限らないというように数字を見ないといけないということですか。
(経営管理課長)	おっしゃるとおりです。
(佐伯会長)	わかりました。
(経営管理課長)	他都市比較の話ですけれども、おっしゃるとおり、このあとまた別の資料の説明があるのですが、人口規模ですとか面積ですとか、そういったもので確かに事業体ごとにかなり状況は変わってきます。政令指定都市の中で似たような状況と申しますと、面積が広くて、割と効率が悪いというのでしょうか、新潟市はけっこう配水の効率が悪いのですけれども、似たような状態の都市と申しますと、岡山市が似た規模かと思えます。
(佐伯会長)	ありがとうございました。 ほかにいかがでしょうか。
(山田委員)	ご説明、ありがとうございました。料金改定の必要性については、大変よく理解できました。 少し分からなかったことがあるので教えていただきたいのですが、5ページのところです。管路更新率の推移ということで全国平均と比較されていて、平成27年のときにはそんなに乖離はなかったわけですが、令和3年で少し差が開

	<p>いています。その理由として、工事価格の推移でご説明いただいたのですが、これは新潟市に限らず全国的にも工事価格は上がっているのではないかと思います。そうすると、全国平均と差が開いているということは、全国の事業者は、金額ではなく延長数を基に工事をしていたということなのでしょうか。</p>
<p>(経営管理課長)</p>	<p>説明不足の点もあったかもしれませんが、まず、工事価格が上がっているのは全国的なものです。新潟市に限った話ではありませんので、同じ状態になっております。そういった中で、新潟市の管路更新率がなかなか上がってこないものの一つの原因としまして、基幹管路の更新に少し力を入れていきます。管口径が大きいので、どうしても工事費そのものが高くなりますし、時間もかかります。そちらのほうを優先した結果として、延長として伸びない、同じお金を投じて、どうしても更新できる延長が長くないということが一つです。</p> <p>もう一つ、新潟市の特徴としまして、昭和 39 年になりますけれども、新潟地震がありました。そのときの復旧管路というものがまだまだありまして、これが新潟市の中心市街地に多く残っているのです。これを更新するためには、どうしても中心市街地ですから、道路交通をまず確保しなければいけないということで、夜間工事が多くなってきます。夜間工事にかかる費用というものが、どうしても通常の日中にやる工事よりも金額もかかりますし、昼間の交通を確保するためには、夜、穴を掘って、一定の管路を更新して、また一旦埋めなければいけない。掘りっぱなしでどんどん進めていくということではないので、時間がかかってしまうということもあります。お金も時間もかかるものが、今、非常に多い状態で、なかなか進まないという状況もあります。</p>
<p>(山田委員)</p>	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>あともう 1 点、12 ページのところです。現行料金比較のところ、家庭用として、口径 13 ミリで 1 ヶ月の使用量が 20 立方メートルと比較いただいているのですが、口径 13 ミリを使っている一般家庭の平均的な使用量が大体 20 立方メートルという理解でよろしいですか。</p>
<p>(経営管理課長)</p>	<p>あくまで統計的な数値になりますけれども、家庭用だけを単純平均しますと、もう少し少ないです。新潟市は大学を抱えていますから、大学近辺のアパートの学生はほとんど使わないです。そのようなものも含めての数字ですので、皆さんのような一般家庭という感覚からすればもう少し少ない数字になるかと思います。全国的に料金比較するものが 20 立方メートルというのが大体標準的なという部分もあります。若干少なめかなというくらいのところは一般家庭に近い数字だと思っていただければいいと思います。</p>
<p>(山田委員)</p>	<p>分かりました。基本料金と従量料金のバランスで、何立方メートルで比較するか</p>

	<p>によって順位がいろいろ変わるかなと思うのですけれども、一般的には20立方メートルで比較されているということで、分かりました。ありがとうございます。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>ありませんか。それでは、もしあれば、またさかのぼってもいいと思いますけれども、引き続きご説明をお願いします。</p>
<p>(経営管理課長)</p>	<p>引き続きまして、資料2-3を説明させていただきます。水道料金の仕組みということでもあります。この説明につきましては、本日ご審議いただく議題とは直接的に関係するものではありませんけれども、今後、ご審議いただく中で必要となってくる基礎知識ということで、お聞きいただきますようお願いいたします。</p> <p>表紙右側に説明の主な項目を記載しております。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、1、水道料金の基本的な考え方をご覧ください。はじめに、これまでも何回か説明させていただいておりますけれども、水道事業は、地方公営企業法の規定によりまして、事業経営に必要な費用は、水道料金でまかなうことが原則、いわゆる独立採算の原則ということになります。このため、水道料金の設定は総括原価といわれるものを基礎とすることとなります。</p> <p>では、この総括原価とは何かということですが、中段の図にありますように、総括原価を構成する要素として、営業費用と資本費用があります。この営業費用、人件費ですとか動力費、修繕費、減価償却費など、事業運営にかかった費用ということになります。もう一つの要素、資本費用につきましては、施設整備や更新などのいわゆる投資に当たる費用の財源として、企業債と呼ばれる借入れを行っています。この借入れに対する支払利息、そして水道施設を計画的に更新するために資金を内部留保するための資産維持費によって構成されます。この資産維持費につきましては、また後ほど説明させていただきます。</p> <p>この総括原価を、その費用の性質ごとに水道メーターの検針費用など、お客さまが存在することにより発生する需要家費、水道の使用量とは関係なく発生する施設の維持管理費などの固定費、動力費や薬品費などの水道の使用量に応じて発生する変動費に配分しまして、これを基本料金として徴収する部分と従量料金として徴収する部分として設定していきます。固定費を基本料金と従量料金に分割していますが、その方法は各種ありまして、水道施設を常に給水可能な状態にしておくための浄水施設能力と、給水量の割合で分割する方法が一般的となります。</p> <p>2ページをご覧ください。今ほどの説明の中に出てきました資産維持費についての補足説明となります。図の左側、水道施設の取得費用とあります。例えば、ある年に100億円を投じて配水管を布設したとします。この配水管も50年、80年、100年と経過する中で、いずれは更新を行う必要があります。この更新に備えるための財源として、毎年、減価償却費として営業費用の中から回収していますが、いざ更新を行おうとした際に物価変動などによりまして、当初投じた100億円では同じ機</p>

	<p>能を有する配水管を布設することができなくなっていくます。この物価上昇などの影響を考慮して、お客さまからいただく水道料金の中に計上しておくものが資産維持費となります。この資産維持費については、2ページが一番下に記載していますとおり、日本水道協会が発行しています水道料金算定要領において、保有している対象資産に対し、資産維持率を乗じた額として、資産維持率は3パーセントを標準としながら、各水道事業体の実情により決定されるものということで、設定されており。</p> <p>3ページをご覧ください。市町村による水道料金の違いの要因です。先ほども少し説明させていただきましたけれども、上のグラフで、令和3年度の水道水1立方メートル当たりのコストであります給水原価を政令指定都市の平均と新潟市を並べて表記しています。各都市の人口や地理的条件などの違いにより、給水原価は異なることから、政令指定都市平均の156.3円と新潟市の134.9円は、20円近い差があります。</p> <p>見ていただきたいのは、帯グラフで示した構成比です。大きく異なる部分としては、新潟市は減価償却費の割合が大きくグラフ右側にあります受水費の割合が小さいことです。受水費は、浄水処理が行われた水道水を水道用水供給事業者から購入するための経費です。新潟市の場合北区のほとんどの地域において新潟東港地域水道用水供給企業団から、浄水処理が行われた水道水を購入し、新潟市が所有する配水管より配水していますが、その他の地域については、水道局が所有する6浄水場により水道水を作り、配っているという状況です。政令指定都市の多くは、この受水の割合が大きい分、有している浄水場の数が少ないことから、減価償却費や、細かいところでは動力費、薬品費、修繕費の割合が少なくなっています。</p> <p>また、新潟市の面積は政令指定都市の中で2番目に広く、水を配るために多くの配水管が必要となり、その分、減価償却費や修繕費も多くなります。このような施設条件の違いのほかに、地理的条件として、新潟市は平坦な地域が多く、自然流下ではなくポンプ圧送に依存する部分が多くなります。また、一級河川を水原としていますが、国内有数の穀倉地帯を経由する最下流に位置していることから、農薬や臭気への対応に経費を要しているというものもあります。</p> <p>以上、水道料金の基本的な考え方と市町村による水道料金の違いを説明させていただきました。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご説明について、ご意見はありませんか。</p> <p>あとで質問がありましたら、さかのぼっていただいても結構です。</p> <p>では、引き続き、資料の説明になります。</p>
<p>(計画整備課長補佐)</p>	<p>計画整備課です。施設更新の需要と投資規模について、説明させていただきます。資料2-4をご覧ください。今日の内容は四つありまして、まず、前回説明させ</p>

ていただいた施設の現状について、簡単におさらいさせていただきまして、次に、更新需要の捉え方としまして、算出した更新需要の結果をどのように見ればよいのか。三つ目、四つ目につきましては、それを踏まえて、浄配水施設と管路施設の更新需要がどのようになっているのかを見ていきたいと思っております。

1 ページ目をご覧ください。まず、資料の左側に、小さくて申し訳ありませんが、先回の施設の現状説明の資料が載せてあります。先回は、まず、水道施設の将来としまして、浄配水施設では 20 年から 30 年で交換部品がなくなる。事故が広域的な断水につながるおそれがある。管路施設では、老朽化が進むと漏水確率が上がり、更新しなければ 30 年後には漏水件数は 7 倍になってしまうといったことを説明させていただきました。二つ目の水道施設の更新需要では、実際にこれから更新が必要な施設はどれだけあるのかということ、更新費用によって表すこと、積み残しや需要の山があるといったことを説明させていただきました。三つ目の更新の方向性では、浄配水施設は計画的な更新で信頼性、安定性を維持するために、更新周期に基づく更新、関連設備の効率的な更新を行いまして、併せて、構造物の耐震化を行うということと、管路施設では、更新で耐震管に入れ替えていく、C I P、铸铁管を優先的に更新する。大きな管路は、さらに耐震化を進めるということ、説明させていただきました。

続きまして、右側の更新需要の捉え方に行きます。更新需要は、一般的にこのようなグラフで示しますので、この見方を解説させていただきます。このグラフは、長期的検討の目安として国が示している 40 年間の更新需要を算定したものになります。グラフの一番左側、2025 年は 800 億円を超えておりますが、この内訳としては、すでに更新時期を超えてしまった施設の更新費用、それと 2025 年に更新時期を迎えた施設の更新費用の合計になります。

2 年目以降につきましては、ここでは 2045 年を例に挙げさせていただきますが、2045 年に更新時期を迎える施設の更新費用になります。例えば、1985 年に設置した施設の耐用年数が 60 年の場合、2045 年に更新時期を迎えますので、ここに計上されます。2005 年設置で 40 年の耐用年数の場合もこの 2045 年に計上されることになります。

下のほうに、更新需要の捉え方として、五つのポイントを示させていただきました。一つ目は、今ほどの説明のとおり、棒グラフはそれぞれ各年度に更新時期を迎える施設の更新費用を表すということです。二つ目は、一つ目のポイントからご理解いただけるように、老朽施設を残さず解消するためには、各年度で更新需要と同額の投資が必要になるということです。三つ目は、各年度で更新できなかったものは、次年度に繰り越す形になります。もし、2025 年に更新を全く行わなければ、それがそのまま 2026 年に上乘せされます。四つ目は、投資の平準化、均して凸凹をなくす。この場合には、更新の先送りもしくは前倒しが生じます。需要に対して投資が不足する年があれば、その更新できなかった分は次の年に先送り、繰越になります。五つ目は、先送りしたものは事故、故障や漏水などのリスクが高まります。このような状況を踏まえまして、投資を考えていく必要があるということになります。

	<p>続きまして、2ページ目の浄配水施設の更新需要と投資を見ていきたいと思いません。</p> <p>まず、更新の方向性につきましては、先回の資料を転記したものですので、説明を省かせていただきます。</p> <p>グラフをご覧ください。基本的な事項を黄色の枠の中に書かせていただきました。影響度が大きい基幹施設として更新周期に基づく更新を継続していくことが必要ということで、これまでもそうですが、浄配水施設の事故は広域的な断水につながりかねないことから、更新時期にしっかりと更新を進めていくことが求められます。そこで、棒グラフに対応していくわけですが、実際には、関連設備を3年から5年程度をかけて、整備事業という形でまとめて更新を行っていきます。黒い線は5年平均の費用になりまして、実際にはこのような投資イメージで、短期的な平準化のような形で進めていくこととなります。</p> <p>続きまして、3ページ目をご覧ください。こちらは管路施設の更新需要と投資になります。先ほどと同様に、更新の方向性の説明は省かせていただきます。この管路施設の更新需要のグラフの中に2本の線を書かせていただきました。まず、下のほうの黒い線は、現状の投資規模、約64億円になります。常に更新需要の下のほうにありますので、先送りが生じることが分かると思います。もしこれを40年継続しますと、老朽化管路、更新時期を超える管路の割合、現在、4パーセント程度になりますが、40年後の資産では50パーセントを超えてしまうという状況です。これを解消するためには、上の赤い線の投資が求められます。具体的には、40年間の更新需要の平均になりまして、242億円と試算されました。現状と比べますと、投資が4倍になります。実際には、4倍にすることが可能かといいますと、恐らく、収入的にも体制的にもすぐに対応することは難しいと思われれます。</p> <p>こういった中で、今後、どのように対応していくのかに関しましては、まずは、黄色で示させていただいたC I Pを優先的に更新していきまして、その後の更新のターゲット、投資規模は現在、検討を進めているところです。いずれにしましても、将来を考えますと、少なくとも投資を縮小するようなことはできない状況にあると考えております。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまのご説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
<p>(内山委員)</p>	<p>ご説明、ありがとうございました。</p> <p>1ページ目のグラフで、青い管路の更新費用と施設の更新費用が更新費用として一緒に考えられているのですけれども、例えば、お金が足りないので、どちらかを優先的に更新するとしたら、やはり、古い管から更新していく。それによってそこで費用がかかるから施設更新を後ろ倒しにするみたいな考え方はあるのですか。一</p>

	<p>緒にとらえられているけれども、管の更新と施設の更新は別物、例えば、使う業者も違えばそこで動く方々も違ってくるので、それを更新として一つにとらえてしまうと、何というか別物かなと思うのですけれども、そこはどのように考えられていますか。</p>
<p>(計画整備課長補佐)</p>	<p>1 ページ目に関しましては、全体を見ていただこうかなと思ひまして、合わせて載せております。</p> <p>それで、そのあとの説明とご質問のとおり、分けて、実際には考えていくような形です。浄配水施設はそれぞれ何万世帯に水を配っておりますので、やはり、重要度が高いので、しっかりと更新していく時期をとらえて、そのときに投資をしていく。管路施設は古いものから順番にやっていくという形を取っています。</p>
<p>(内山委員)</p>	<p>分かりました。それぞれ意義があつてそれぞれ大事なので、その中でその年々に使えるお金の中で優先的にやっていくみたいな形になりますか。</p> <p>分かりました。ありがとうございます。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>では、私から聞きたいのですが、浄水場の、更新費といつてもその内訳がいろいろあつて、浄水場の機械とかは、多分、メーカーが対応してくれる期間とかがあつて、それを過ぎると全部取り替えですよ。というのでやむをえなく全部取り替えるものもあるし、土木施設みたいなものは補修して延命化することも考えられるでしょう。それから、私はよく分からないのですが、管路を補修するよりは、多分、工事費がかかるから、掘ったら全部替えてしまったほうが得なのだろうとか、いろいろ事情が違うような気がするのです。その中で、少しでも延命化していくというか、とにかく 242 億円に対して 64 億円だから、圧倒的に足りないわけですよ。その辺はどうされるのですか。やむえないものはやむをえないでしょうけれども、やはり、圧倒的にお金が足りない気がするのです。それで料金の上げ幅はこれから後の話ですけども、それでも到底まかないきれるとは思えないような規模なので、素朴な疑問として、どうされるのか。先送りで何とかなるのかというところをお聞きしたいと思います。</p>
<p>(計画整備課長補佐)</p>	<p>まず、管の材料によって期待できる耐用年数が異なるのですけれども、今、新しく入れるものは、やはり、長寿命のもの。具体的には 100 年程度の使用が期待されるものを使っております。あと、管種ごとにそういった年数を決めているのですけれども、古いものから順番にやるということと、重要な路線から優先順位をつけて更新を行うといったところを、これまでもやってきています。</p> <p>今後に関しましては、現在検討中ですが、具体的な取組み方を検討して、目標を設定し、更新を進めてということになるかと思っております。</p>

(佐伯会長)	すみません、私の質問の方があまりよくなかったのですが、更新といっても、本当に全部入れ替えてしまわなければいけないものもあるし、今使っているものを補修なり何なりして延命化するというのも、多分、この中に入っているのですよね。それは全く別なのですか。
(計画整備課長補佐)	これはすべて入れ替える、更新の費用になります。
(佐伯会長)	すべて入れ替えるのですか。本当に。
(計画整備課長補佐)	例えば、水管橋のように目に見えるものは状態を見ながら補修ということもできるかと思えますし、そういった対応もありますが、基本的には、古いものを新しく替えていくということが健全性の維持につながると思いますので、ここでは更新需要として更新にかかる費用だけを見ています。
(佐伯会長)	最大限を見積もっているという理解でいいのですか。
(計画整備課長補佐)	はい。
(佐伯会長)	補修とかすればもう少し下がる可能性はあると。するかどうかは別として、その可能性はあるということですね。
(計画整備課長補佐)	はい。
(管路第1課長)	<p>よろしいでしょうか。管路第1課の中山です。</p> <p>埋設管の更新につきましては、基本的には土に埋まっているもので、内面からの腐食と外面からの腐食がありまして、部分的な補修での対応はしにくい状況です。また配水管は、お客さまの給水管が分岐されています。お客さまの家を何週間も水を止めるわけにはいかないので、仮設管で水を通して入れ替えるような作業がどうしても必要になってきます。例えば、半年とか数か月水を止められるような場所であれば補修も可能です。それは先ほど杉山が言いました水管橋、これは他の水管橋を代替に利用し水の使用量が少ない時期に補修するという手法はあります。しかし普通の道路に入っているような水道管ですと代替がなかなか効かないので、老朽度や重要度を加味し更新を実際に行っているということです。</p> <p>こちらの表に書いてある、以前にアセットマネジメントでやった金額なのですがけれども、今現在、次のアセットマネジメントの検討で、事故率等管種別の内容等も精査して、今、検討しているところですので、これが良いように変わるか悪いように変わるかはこれからなのですけれども、この数字は変わっていくと考えておりま</p>

	<p>す。</p>
<p>(佐伯会長)</p>	<p>分かりました。ありがとうございました。 ほかにいかがでしょうか。 よろしいでしょうか。それでは、この資料についても、もし後で何かあれば、また質問していただければと思います。 それでは、引き続き、次の資料の説明をお願いいたします。</p>
<p>(経営管理課長)</p>	<p>続きまして、資料2-5、今後の水道料金の改定について説明させていただきます。この説明につきましては、本日、この審議会の中で協議していただく議題の事務局案となっております。</p> <p>では、表紙をめくっていただきまして、投資財源の確保と財源別の構成比となります。まず、グラフです。先ほど私が説明しました資料2-2の4ページで建設改良費と財源ということで説明させていただきましたものと同じ内容になります。この財源の構成比を改めて示しているものです。</p> <p>この積み上げグラフの中の一番下、濃い茶色で示しています国庫補助金等をさらに分解して内訳としたものが2ページになります。投資財源「国庫補助金等」の内訳をご覧ください。まず、グラフの一番上、グレーで示している補償金は、道路工事や下水道、ガスなどのほかの埋設物工事に伴いまして、水道管の移設が必要になった場合に、その工事にかかる経費を補償してもらうもので、その年の工事の発生量によって変動しているものです。</p> <p>その下、薄い水色で示しています消火栓設置負担金・その他は、消防活動に使われます消火栓を設置した場合に、新潟市の一般会計から、その工事に係る経費を負担いただいているものです。令和6年度以降の補償金、消火栓設置負担金・その他につきましては、過去の実績を基に積算しているものです。</p> <p>グラフの一番下、濃い茶色で示した部分、国庫補助金です。こちらの説明は下のほうにもありますけれども、国が定めました基準に該当する事業を行った場合に、事業費の一部が国から補助されるものです。今現在、新潟市では水道管路耐震化等推進事業という補助メニューの中から二つの事業が基準を満たしていますが、この内、C I P、鋳鉄管の更新が令和9年度で終了となりますことから、令和10年度以降は敷設後40年を経過した基幹管路更新のみの請求が可能となっています。</p> <p>グラフの下から2段目、薄茶色の部分は、総務省が示す基準に基づきまして、新潟市の一般会計が事業費の一部を負担する出資金です。今現在、新潟市では、災害安全対策事業として、メニューの中から二つの事業が基準を満たしています。この内、配水管を耐震管へ入れ替える事業が時限措置として令和5年度までで終了します。また、通常は別系統として運用しています浄水場や配水場間を結び、災害発生時に水道水を融通することを目的に整備を進めています相互連絡管整備の事業そのものが令和6年度で完了することから、この分の出資金も令和6年度で終了します。</p>

次に、1ページのグラフにまた戻ってご覧いただきたいのですが、建設改良費の財源の一つとしまして、積み上げグラフの下から2段目、薄茶色で示した部分が企業債、つまり、借入金となります。これまでの実績を金額で見てくださいと、平成27年度の21億円から令和5年度の59.1億円と幅があるという状況が見られると思います。括弧書きで示している部分が構成比、つまり、建設改良費に対する企業債の充当率ということになります。この充当率の新・マスタープラン計画期間中、平成27年から令和6年の平均値が約45パーセントとなります。そこで、令和元年度以降の企業債は、この45パーセントにより設定しているものです。

3ページをご覧ください。今ほどご説明しました企業債の充当率の考え方として、45パーセントということの設定をしています。今後の企業債の考え方としては、非常に厳しい財政状況下において建設改良費の主要財源であります企業債を減らすことは難しい状況にあると考えています。しかし、3ページ下のグラフにもありますように、この考え方を継続した場合、企業債残高、つまり借入金の残高が上昇し続けていきます。このため、企業債の充当率は45パーセントをベースとしながら、長期的な視点において抑制するよう検討する必要があると考えているところです。

4ページをご覧ください。上の表は、先ほど資料2-2の6ページで説明しました資金残高の状況と同じものになります。令和7年度の資金不足を回避するための方法を3パターン提示させていただいております。対応①、料金改定により純利益を確保となります。右にメリット、デメリットを整理しました。メリットとしては、純利益を確保できるので、安定した事業運営が可能となります。デメリットとしては、お客さまの経済的負担が増加します。このため、改定率をどこまで低く抑えることができるかが課題となっています。

対応②としまして、企業債の借入額を増やして資金確保するというものです。借り入れを増やすことで料金改定のタイミングを先送りできるというメリットはありますが、その返済のための負担が将来増加し、利息の支払も増加することで財政状況はさらに悪化していきます。また、先送りには限度があります。その後、料金改定を行うためには、値上げ幅を大きく設定する必要があります。

対応③、投資を抑制し支出を減らします。こちらメリットとしては料金改定の先送りとなりますが、先ほど計画整備課が説明しましたように、現状においても必要十分な更新が行えず、漏水事故の増加が懸念される中で、投資を抑制するということは、安定給水にとって大きな支障になることと考えております。また、発注する工事が減ることによって、市内の水道工事店に与える影響も大きくなるものと考えています。

令和7年度の資金ショート回避の方法を3パターン提示させていただいておりますが、水道局としては、対応①の料金改定が最も適切であると考えております。

5ページをご覧ください。これまで、資金残高が不足、ショートするということと説明してきましたが、資金残高がゼロ円となる前に、各種支払いのための最低限確保すべき金額というものを検討しました。ページ中ほどの折れ線グラフをご覧ください。

ださい。青い折れ線グラフは、令和4年度中の各月において預金残高が最低となった値を示しています。令和4年度の年度当初、85億3,000万円であった預金残高は、全体的には減少傾向となり、企業債の借入金が入金される年度末までの間で、最も預金残高が低くなった3月の44億5,000万円に至るまで、約40億8,000万円減少しました。この青い折れ線グラフと並行した線を引いているものがグレーの線になります。最も預金残高が低い3月をゼロとしたものを点線で示しております。この場合、年度当初に40億8,000万円の預金が確保されていれば、その年度内はぎりぎり各種支払いが行えることとなります。ここで注意いただきたい点は、預金残高ということと今、説明しております。この預金残高と財政計画上の資金残高には15億9,000万円ほどの差があるということです。預金はあっても、請求書が届いていますがまだ支払いを行っていない未払い金がある、また、水道料金としてお客さまへ請求書を発送または口座振替の手続きを行っていますが、まだ入金を確認できていない未収金といった影響を考慮しますと、預金残高の40億8,000万円よりも15億9,000万円少ない24億9,000万円が資金残高の限度額となります。このことから、料金改定を検討するうえでの条件設定の一つであります資金残高の最低限度額は、年度当初に約25億円が必要と判断しているところです。

6ページをご覧ください。料金改定の目標時期と料金算定期間です。まず、左上の料金改定率のイメージをご覧ください。青い棒グラフは、縦軸で給水収益の額を、横軸で年度単位での時間の経過を表しています。①の図は、給水収益が年々減少する中で、茶色の矢印で示すような料金改定によって給水収益を確保することを示しています。②の図は、①の図に比してある程度の収入が確保されている早い段階での料金改定を行った場合を示しています。茶色の矢印で示す料金改定率は低く抑えることができます。③の図は、料金改定を先送りした場合を示しています。値上げの幅は大きくなってきます。④の図は、改定の間隔を短くすることで、1回当たりの値上げ幅を抑えることができることを示しています。

以上を踏まえ、改定時期として3パターン、料金の算定期間として3パターンについて考えました。改定時期としましては、早期に改定することにより改定率を低く抑えることができますが、令和6年4月では十分な審議、検討ですとか市民周知を行うことができず、また、システム改修の期間も確保できません。令和6年10月はかなりタイトなスケジュールではありますが、最低限の審議、検討期間が確保できるものと考えています。令和7年4月は、十分な審議、検討期間が確保できる反面、資金の余裕がないことから、不測の事態が懸念されるという状況になります。料金算定期間としては、3年未満として設定した場合、次の改定までの期間が短く、立て続けに改定を行う必要が生じます。3から5年は国や日本水道協会が示す料金算定要領に準じた期間として、推奨されるものです。5年以上となると、この間、安定した事業運営が可能となりますが、長い期間の財源確保のために改定率を高く設定する必要が出てきます。以上から、水道局としましては、改定時期を令和6年10月として、料金算定期間は3から5年が適切であると考えているところです。

7ページをご覧ください。料金体系の確認です。ページ下段のほうに現在の新潟市の水道料金表を示しています。使用する水道メーターの口径別に基本料金が設定され、使用水量の段階ごとに従量料金、単価を設定しています。新潟市の料金体系について、日本水道協会発行の水道料金算定要領に沿って比較したものがページ上段になります。

①の料金体系については、口径別と用途別の考え方があります。

②の基本水量は、基本料金の中に一定の使用水量分を含む考え方となります。算定要領の中では、用途別料金、また、基本水量を付与する料金ともに解消していくようにとの経過措置が示されています。

③の従量料金の水量区画は概ね3から5段階に対しまして、新潟市の料金表は6段になります。

④は使用水量が増えるにしたがって従量料金の単価が増加する逡増方式と、その逆となります逡減方式、いずれも設定可能となっています。

⑤の基本料金の設定は、メーターの口径別に異なる理論流量ですとか断面積の比率に応じて設定することになります。

施策的配慮として、生活用水への特別措置が可能としています。

現在の新潟市の料金体系は、概ね日本水道協会の水道料金算定要領に沿っているものと考えています。

また、④の逡増型の料金設定に関する補足としまして、8ページをご覧ください。まず、左下の折れ線グラフ、口径13ミリを見ていただきますと、使用水量0立方メートル、これは基本料金の比較となりますが、青線の新潟市が政令指定都市平均よりは若干高くなっています。しかし、使用水量が増すにしたがいまして、加算される従量料金単価が比較的安い関係から、使用水量17立方メートルを境に新潟市の料金のほうが安くなっていきます。

右下のグラフ、口径20ミリでは、新潟市の基本料金が政令指定都市平均に比べ高いため、使用水量36立方メートルまで、新潟市の料金が高くなりますが、これを超えますと、新潟市の料金のほうが安くなっていきます。つまり、新潟市の料金は、単価の増加する割合となります逡増度が比較的的低く、多量使用者への依存度は小さいと言えます。また、1件当たりの使用水量が減少傾向にある中で、比較的その影響を受けにくい体系だと考えています。

ただし、口径20ミリの基本料金は、口径別の断面積比に忠実に配分している関係から、比較的高い設定となっています。

最後に、9ページをご覧ください。本日、このあと、委員の皆様にご協議いただきたい事項について、水道局としての考えをまとめています。まずは、料金改定の必要性です。水道局としては、財政収支見通しから料金改定は避けられない状況であり、資金ショートを避けるためには、令和6年度中の改定が必要と考えています。料金改定を前提とした場合に、改定の規模などを検討するための基本的条件が以下の項目となります。

	<p>まず、確保すべき資金残高の限度です。こちらは先ほど説明しましたように、年度当初に 25 億円を保有することが最低限度だと考えています。</p> <p>企業債の考え方として、現段階では充当率 45 パーセントを基本と考えていますが、料金改定率との密接な関係があるため、料金改定後の給水収益を考慮しながら長期的には企業債残高を縮減する方向で検討していきたいと考えています。</p> <p>料金改定時期としては、最低限の審議、検討、そして市民周知の期間を確保できる令和 6 年 10 月としています。</p> <p>料金算定期間は、国の通知や料金算定要領で示す 3 から 5 年の範囲の中で改定率を比較的強く抑えることができる令和 6 年 10 月から令和 10 年 3 月までの 3.5 年と考えています。</p> <p>最後に、料金体系ですが、現行の料金体系の考え方は算定要領の考え方に即しており、適切なものと判断されることから、基本的に現体系を維持したいと考えています。</p> <p>以上の内容をご審議いただき、その内容に基づき、次回審議会に料金改定規模などを提案させていただきたいと思います。また、このあとの協議用に討議用メモをお配りさせていただいております。これを使いながらご討議いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまのご説明について、これから討議を行います。その前に、資料 2-5 について、ご質問等はありませんか。</p>
(内山委員)	<p>基本的なことですみません。料金算定期間の意味というか定義が分からないのですけれども、教えていただけますか。</p>
(経営管理課長)	<p>こちらで、3.5 年と設定させてもらいましたけれども、来年の 10 月、令和 6 年 10 月から令和 10 年 3 月まで 3.5 年、この間の資金を確保するための料金をどう設定するかという、その算定期間、要は、その間できちんと利益が上がって適切に資金がショートしない期間が算定期間ということです。</p>
(内山委員)	<p>それで、令和 10 年 4 月以降の改定を上記と同様の考えで設定するということが 9 ページの但し書きのところにあるのですけれども、今回算定して、今後のようすを見て、令和 10 年 4 月以降の改定をもしするとなったら、また適正な時期に同じように算定するという感じですか。</p>
(経営管理課長)	<p>おっしゃるとおりです。とりあえず、令和 10 年 3 月までの期間はこれで行くという料金を設定します。ただ、収入についても支出についても、どうしてもぶれが出</p>

	<p>てきますので、そのぶれを見ながら、また令和10年4月に改定するかどうかというのは、またこの期間の中で検討したいと。10年4月が絶対次の改定ですということではありませんので、ご理解いただければと思います。</p>
(内山委員)	<p>ありがとうございます。</p>
(佐伯会長)	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。それでは、本日配付されております、今後の水道料金の改定についての討議メモに従って討議を行いたいと思います。</p> <p>最初に、料金改定の必要性のところから始めたいと思います。青文字でタイトルが書いていて、その下に小さく書かれているのが、今ほど説明があった事務局案ということかと思うのですけれども、いかがでしょうか。</p> <p>これは多数決で賛否を問うのですか。</p>
(経営管理課長)	<p>できれば全員一致をいただきたいところではあります。</p>
(佐伯会長)	<p>ご意見、いかがですか。</p> <p>私からの案としては、事務局案どおりで改定はやむをえないのかなということかと思うのですが、それでよろしいですか。</p> <p>ここでは、するかしないか、必要かどうかだけを示せばいいのですよね。では、経営審議会としては改定が必要ということで、そういう結論にさせていただきたいと思います。</p> <p>何かご意見はよろしいですか。</p> <p>附帯の意見とかそういうものはつけてもいいのですか。</p>
(経営管理課長)	<p>けっこうです。</p>
(佐伯会長)	<p>何かご意見はありませんか。改定はやむをえないけれども、こういう検討をしてくださいとか、そういう意見を付けてもかまわないということらしいですので、いかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。では、改定が必要だということで、結論にしたいと思います。</p> <p>次は、確保すべき資金残高の限度ということで、通常の支払いのための資金として、年度当初25億円を最低限度とするということで、これについて、どうでしょうか。多分、残高を決めると値上げ幅もある程度決まってくると思います。残高はもちろん必要だと思いますが、その規模としてこれくらいが適当なのかなと思います。そこら辺も含めてご意見いただきたいと思います。</p> <p>確認ですが、この25億円を切るとマイナスになる可能性があるということなのですか。</p>

(経営管理課長)	はい。年度末での資金残高と見ています。ですので、これから審議に入りますけれども、令和10年3月末、令和9年度末に25億円があれば、翌1年間、令和10年度は大丈夫であろうという見方です。料金算定期間はどうしても年度末で切りますので、その年度末までであれば、翌年、もう1年は大丈夫かなという見方です。ただ、この25億円を切ると、もう支払いができない事態が出るかもしれないという状況です。
(内山委員)	資金残高25億円というのは、私は算定の仕方がいまいち理解できなかったのですが、ここで言う資金というのはどこを指している、BS上のどこを指しているのかがぱっと見で分からないのですけれども。
(経営管理課長)	預金残高と資金残高、要は未収、未払い全部を勘案しています。
(内山委員)	未収、未払いを全部勘案して、預金に未収を足して未払いを引いて、そこの残りが25億円ということですか。
(経営管理課長)	そうです。
(内山委員)	そこを資金と言っているということですか。
(経営管理課長)	はい。
(内山委員)	その未払いと未収の金額は年によって違うと思うのですけれども、令和4年度のものをご参考にするのですか。
(経営管理課長)	今、令和4年度を出して説明しましたがけれども、過去も大体それくらいです。
(内山委員)	毎年同じくらいなのですか。
(経営管理課長)	はい。
(山田委員)	今のご質問に関連しますが、令和4年度をベースに計算されていますけれども、令和3年度とか令和2年度とか、ほかの年度でも、支払いベースで見て25億円あれば、この料金算定期間であれば資金はショートしないということよろしかったですか。
(経営管理課長)	直近の数の中の実績から判断した数字になりますけれども、そういう意味では、

	<p>今後、物価上昇がかなり急激に進めば支払いも多くなるので、そういう意味では少し厳しいかもしれませんが、大体適正な数字だと判断しています。</p>
(佐伯会長)	<p>これは、例えば、25億円を30億円くらい、心配だからという話で30億円くらいにすると、料金はどれくらい上げないといけないのですか。議論が先走りになるかもしれないのですけれども。</p>
(経営管理課長)	<p>すみません、その辺、積算の資料は今ないですけれども、当然、改定率はずっと上げなければいけないということにはなってきます。</p>
(佐伯会長)	<p>かなり上がるのですか。かなりというのも少し定性的ですけれども。</p>
(経営管理課長)	<p>億単位で上がるということになれば、かなりということに。</p>
(佐伯会長)	<p>では、あまり余裕を持ってというわけにもいかないのですね。設定としては。</p>
(経営管理課長)	<p>改定率を低く抑えるということであれば、極力、資金残高を低いところで抑えるということになると思います。</p>
(内山委員)	<p>ただ、例えば、ぎりぎりのラインで設定して、今後の情勢の中でまたずっと変わっていて、結局、令和10年、次の改定のときに同じような議論をしなければならぬのであれば、何パターンか、算定される方は当然大変だと思うのですけれども、25億円保有する場合と30億円保有する場合で2パターンくらいは用意していただいて、少しようすを見てみるとかというのはどうなのでしょう。</p>
(佐伯会長)	<p>そうですね。事務局の手間でなければ、二つ三つ数字を出していただいて、比較させていただけるというのはありがたいかなと思っています。</p>
(経営管理課長)	<p>その辺は可能だと考えます。</p>
(佐伯会長)	<p>ほかに、何かご意見はありませんか。</p> <p>ここには25億円を最低限度額とするということで、もう少し大きくしておくという意見もあるのですか。ほかにないですか。</p>
(経営管理課長)	<p>やはり、作る中では、改定率を低く抑えたいという意識はどうしてもありましたので、そういう中では、これを限度としたものということで、今、考えているところだったので、逆に30億円ということであればまた計算もできますし、そういった中でご議論いただいて、選択いただくことは可能だと思います。</p>

(佐伯会長)	<p>そうすると、結論としては、25 億円でもいいのだけれども、ほかの金額も試算はしていただけますか。それは 30 億円がいいのかどうかというのは少し分からないですけれども。しかし、多分、何か試算されているのでしょうか。していないですか。</p>
(経営管理課長)	<p>まだ、具体的には。</p>
(佐伯会長)	<p>そうですか。 では、ここの結論としては、試算としてもう少し、こういう残高を上げたものも、比較のために試算していただけますか。ということにさせていただきたいと思えます。</p>
(経営管理課長)	<p>すみません、25 億円が最低でいいですよ。25 億円より下げるといことはなくて。</p>
(佐伯会長)	<p>それはないと思います。</p>
(経営管理課長)	<p>ありがとうございます。</p>
(佐伯会長)	<p>では、そういう形でお願いしたいと思えます。 次に、企業債の考え方ということで、充当率を検討して、長期的には企業債残高を縮減すると。それはそのとおりだと思いますけれども、充当率は 45 パーセントという数字が出ていましたけれども、今日の話としては、そこをベースにということはないのですか。方針としての考え方がこれでいいかどうかということですよ。</p>
(経営管理課長)	<p>そうです。</p>
(佐伯会長)	<p>45 パーセントというのは、特にここで審議して縛られる必要はないのですよね。</p>
(経営管理課長)	<p>こちらからお願いした意図としましては、一つの考え方として、料金改定率をとにかく抑える、そのためには借金も辞さない。借金はいくらでもいいからとにかく料金を抑えなさいという案があるかもしれないということで、でも、長期的には企業債は減らす方向がまずは基本だろうということの意思確認をしたかったという意図です。</p>
(佐伯会長)	<p>分かりました。</p>

(山下委員)	<p>基本的な質問なのですが、企業債の引受先、すなわち企業債を買ってくれる人や法人はどのようなところなのでしょうか。</p>
(経営管理課長)	<p>すべて、今、国からの借金になります。中には銀行等もありますけれども、率も低いです。</p>
(山下委員)	<p>分かりました。というのは、もし国債や新潟市債のように民間の人が買うならば、資金ショートを起こすと、あるいは起こしそうになると市中の利率が上がるので、企業債が暴落をすることを危惧しておりました。実質的には国が引き受けてくださるということではあっても、長期的に見れば、今の予測でも残高が増える傾向にあるので、やはり私も減らすべきだと思います。</p> <p>というのは、民間企業でも、将来、収入が上がって成長するところは積極的に借金をしても成り立つのですけれども、水道の使用量が減って料金収入が減ることが予測されていると、やはり、借金に依存するような経営というのはあまりよくないと、私も考えます。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>それでは、今、ご意見がありましたように、やはり、将来につけを残してはよろしくないと思いますので、考え方として、長期的に縮減していくということでしょうかと思います。そういう結論でよろしいですね。</p> <p>それでは、次は料金改定時期になります。早期の改定は必要だが、最低限の審議に必要な期間、もちろん必要だということで、令和6年10月にしたいというのが事務局案になります。</p> <p>これは、前はどのようなスケジュールで改定したのですか。随分前、十何年前でしたか。</p>
(経営管理課長)	<p>消費税の改定を除けば、料金表そのものの単価を全部見直したのは平成13年になります。ですので、今現在22年、来年明ければ23年ぶりという改定になります。</p>
(佐伯会長)	<p>そのときのスケジュールは、経営審議会があったのですか。そうではなかったのですか。</p>
(経営管理課長)	<p>当時は無かったです。</p>
(佐伯会長)	<p>水道局のしかるべき部署でそういう原案を作って、議会なり何なりに説明して、実際に改定があった、それで使った期間はどれくらいなのですか。今回とそんなに</p>

	<p>変わらないのですか。</p>
(経営管理課長)	<p>記録を確認はしていませんけれども、1年ほどではないかと。</p>
(佐伯会長)	<p>やはり、それくらいはかかると。</p>
(経営管理課長)	<p>やはり、料金徴収をするためのシステムを使っていますので、システムの改修にはどうしても時間がかかります。今と昔はかなりシステムの中身が違うのですけれども、どうしても半年くらいかかりますので、条例改正の議決をいただいたあとに、それなりの期間がかかります。</p>
(佐伯会長)	<p>ですから、可能な中で最も早いというのが来年10月という理解ですか。</p> <p>時期について、いかがでしょうか。特にないと思いますけれども。では、事務局案どおりとさせていただきたいと思います。</p> <p>次に、料金算定期間ということで、事務局案としては3.5年。先ほども少しご説明ありましたが、この期間を資金ショートしないようにという形で、そのとおりしていくことかと思いますが、いかがでしょうか。ご意見はありませんか。</p>
(山下委員)	<p>3.5年という根拠として、厚生労働省や水道協会というのは、需要家に対して割と説明がしやすいかと思うのですけれども、新潟市の料金改定の原因となっていることを考えると、例えば、管路の老朽化であるとか浄水場といった、長期にかかわることが原因になっていると私は解釈しています。その情報として修繕費や減価償却費が高いということになっておりますので、そういったことを考えますと、3.5年という算定期間を設定したとしても、早晩にまた料金改定が必要になることが十分予想されます。そうすると、もう少し長めに取るべきではないかと思いますが、それは水道局としても需要家への説明という点では難儀があると思いましたが。私は個人的には、安定した財源という意味では、長く取るべきだと思っておりますけれども、なかなか難しいことも十分存じております。</p>
(佐伯会長)	<p>私も山下委員のご意見と全く同じなのですが、もう少し長期的な視野で、小まめに料金改定せざるをえなくなるよりは、きちんと現状を説明して、もう少し長期的に考えてもいいのかなというのは個人的に思います。けっこう、料金を上げるというのはなかなか厳しいのですか。喜ぶ人はいないとは思いますが。</p>
(経営管理課長)	<p>当然、こういった審議会の中で協議いただいて、議会で議案として承認いただくということで、水道局の事務作業としてはかなりハードルが高い仕事だと思っておりますけれども、それにも増して、期間を長く取ると、どうしても改定率が上がってしまうので、それを何とか抑えたいという意識もありまして、少し短い中で見てい</p>

	るところです。
(佐伯会長)	現状をきちんと説明すれば、何が何でも上げてはならないという方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり、やむをえないところはあるわけですね。改定を検討しているというのは、たしかどこかのニュースか新聞か何かで見た記憶があるのですが、何か反響があったりするのですか。
(経営管理課長)	お客さまからは、かなりあると思って待機をしていたのですが、残念ながら。数件の問い合わせはありましたけれども、さほど強い意見ということではなかったと考えています。
(山田委員)	今までのご意見のとおり、将来的な費用を見越してやるのであれば長い算定期間がいいというのはそのとおりだと思います。しかし、お客さまのご負担を考えると、必要な分だけ少しずつ上げていって、将来的に上げなければいけない場合でも、やはり、段階的に上がっていく方が、お客さまにとっては理解できると思いますので、算定期間の3.5年は適切ではないかと思います。
(内山委員)	1回で上げる改定率をぎりぎりラインでというのが、多分、事務局としての方向だと思うのですが、やはり、話が出ているように、今後の物価上昇の可能性も上がってくると、やはり3.5年の試算だと、先ほどの25億円の資金を最低限として3.5年、ぎりぎりラインを、多分、図ってきていると思うのですが、今回、これで試算して、料金改定します、だけれども、今後また状況によってはさらなる料金改定もありえますみたいなところを一言付け加えたうえで、致し方ないぎりぎりラインで設定しましたというようなことを一言添えて改定していくということで、今後も料金改定がありえますというところを、何か一言付け加えておくのが大事かなと私は思います。
(佐伯会長)	これは、広報とかそういうものはどうされているのでしょうか。水道局で出されている何かがあったり、あるいは、料金改定するときにもそういう資料を出して今のお話のような今後の見通しみたいなものも一緒に発表されるのだと思うのですが、そういう広報的な対応はどうなっているのですか。
(経営管理課長)	今現在、最初にご説明した、9月21日に議会に報告した内容について、ホームページに掲載しています。その中で、検討を進めますという内容になっています。それで、プラス、奇数月と偶数月に分けて検針をやっていますので、10月と11月の2か月間にわたって各家庭に検針時に配布する「水先案内」で、同じように水道料金の改定について検討を進めますということで、まだ具体的な数字ですとかそういったものは出していません。赤字になりますよというグラフを出したりはしています

	<p>けれども、言葉の中で、では、改定率いくらだとか、算定期間いくつだとか、そういったものは出していません。それはここで確認をいただく中で広報していきたいと思っています。今日の会議の資料ですとかそういったものも、今後、ホームページに載せていきたいと思っています。</p>
(佐伯会長)	<p>分かりました。では、今後、そのように広報するというので、そのような形でよろしいですか。</p> <p>あと、改定率をどこかのタイミングで、当然、発表されると思うのですが、そのときに長期的な設備の更新で、今後も検討していかなければいけないというようなことを、少し付け加えていただくというのがいいかなというところで、条件ではないですけども、それを含めて3.5年というところで、いかがでしょうか。</p>
(内山委員)	<p>あと、先ほどみたいに3.5年と5年で試算して、もし可能であれば、それで改定率がどのくらい変わってくるのかということで、もう少し長いほうが良いというご意見もあったので、3.5年だとこれくらい、もう少し長いのはどれくらい、例えば、5年くらいといったときに、3.5年と5年とかで改定率を見ていただくということで、資金残高のときと同じように、2パターン見ていただいたらいかがでしょうか。</p>
(佐伯会長)	<p>いかがでしょうか。これも6ページのところに、5年以上に三角がついているということは、何か試算されているのですよね。</p>
(経営管理課長)	<p>長くすれば上がるというのは、若干。</p>
(佐伯会長)	<p>当然というか。</p> <p>特に数字は出されていないのですか。</p>
(経営管理課長)	<p>ありますが、今日は手元にありません。</p>
(佐伯会長)	<p>そうですね。次回、どれくらいなのかという、そんなに精査してというほどではなくても、何となくどれくらいなのだろうというのは、見せていただくとありがたいと思います。</p> <p>では、3.5年と5年という形で。事業者の意向としては3.5年が強いのですが、参考までに5年も入れていただきたいということで、お願いしたいと思います。</p> <p>次が最後になります。料金体系ということで、現行料金表の体系を基本的に維持するということです。というのは、それは7ページの下のほうに書かれているものが基本で、ここに書かれている37円とか89円というのが上がっていくというイメージを持てばいいのですね。</p>

(経営管理課長)	はい。おっしゃるとおりです。
(佐伯会長)	それでいかがでしょうか。
(内山委員)	新潟市は13ミリと16ミリを家庭用として37円と低くしていて、これはほかの市だと20ミリが家庭用ということだと思えるのですが、今回の改定に当たって、今、20ミリは家庭用ではないから高くなっているけれども、今回、他市などの状況を見て、20ミリも家庭用にするという考え方はありますか。
(経営管理課長)	検討の中でそういった話も出てはいます。ただ、その分、例えば、全体的に単価を上げようというのが料金改定だと思いますけれども、その中で20ミリはかりに据え置くとした場合、では、他都市と比較してどうなのかというと、結局、高いままということになってきます。他都市と同じように生活用として20ミリも安くということであれば、現状よりも下げなければいけない。そうすると、今、資金が足りないという中で料金を上げようとしていて、一部のところを下げるということは、その下げた分をほかの方が負担する形になっていくので、その辺の是非を検討しなければいけないかなというところで、少し悩んでいるところではあります。料金表の審議を今後いただくこととなりますけれども、その中でご意見をいただきながら、決めていきたいと思っています。
(内山委員)	少し20ミリのところが引っかかっている、今はもう16ミリは設置できないから、そうすると、家庭用は皆さん13ミリなのか、それとも家庭用で20ミリを設置している方がいるのかとか、その辺が分からなかったというのはあるのですが、今、16ミリがない状態で、今後、家庭用で20ミリを設置する方が増えてくるとした場合に、そうすると、差が出てしまう。同じ家庭用なのに13ミリと20ミリをつけるだけでだいぶ水道料金が変わってきてしまうとなると、そこは20ミリも家庭用なら家庭用という同じ括りにしたほうが、今回の料金改定の収入を増やしてということとは変わってくると思うのですが、家庭用で20ミリをつけている方は、新潟市ではどうなのでしょう。
(経営管理課長)	いらっしゃいます。
(内山委員)	それで、多分、今後増えてくるということですね、そうすると。13ミリというのは、一般的にどういう家につけるのですか。普通の戸建を建てたら、今は20ミリですか。
(経営管理課長)	一般的には、13ミリで大体足りる。普通の戸建であれば。

(内山委員)	20 ミリをつけるとなると、どういう家庭を想定されるのですか。
(経営管理課長)	家庭用として使われていますけれども、例えば、マンションですとかそういったところで、水道局から送る水の圧で直接送るために、高層階に住まわれている方だと、13 ミリだとなかなか水圧が足りなかったりするので、そういったところで20 ミリを使うというところがあります。
(内山委員)	高層マンションとかが増えてくると、そういうところには20 ミリがついて、そういうところに住む方は20 ミリの料金になると。
(経営管理課長)	20 ミリになる方がいらっしゃいます。
(内山委員)	<p>増えてくると。分かりました。</p> <p>もう一ついいですか。新潟は逓増度が低いと思うのですけれども、逓増度を高くするという案もあるのですか。今は逓増度が比較的低いので、たくさん使ってもそんなに料金は増えない状況だと思うのですけれども、逆に今度は逓増度を上げると、たくさん使った人がたくさんお金を払うみたいな仕組みのほうに移行するみたいな考え方はありますか。逓増度は低いままで行くのですか。</p>
(経営管理課長)	極力低く抑えたいと考えています。というのは、逓増度が上がれば、今後、水の需要が減っていくときに、高い料金のほうから減っていきます。当然、使用量が多いところから減りますから。そうすると、使用量が減るに従って料金収入も減る割合が高くなっていきます。減り方が多くなっていきます。
(内山委員)	例えば私のイメージだと、逓増度が上がると、企業とかたくさん水を使うところからたくさんお金が取れるかなと。その分、家庭とかの少量の方々には据え置きで、たくさん水を使う企業とかからお金を取るという仕組みだと、利用者の理解が得られやすいかなと思ったのですけれども、そういったことでもないということですか。
(経営管理課長)	そのとおりです。それこそ右肩上がりのような需要のときには、企業など大きいところからどんどんいただきたいところですが、今はだんだん下がってきているところで、その設定をすると、使用水量が減る影響が料金的な影響に大きく来るので、できればその辺は抑えていきたいと思っています。
(内山委員)	今のままで行くと。
(経営管理課長)	現状のままの逓増度かどうかというのは今、ちょっと何とも言えませんけれども、

	あまり極端に上げるというのはよろしくないのかなと考えています。
(山下委員)	<p>ここでの議論の範囲は若干超えるかもしれないことを最初に申し添えますけれども、実は、私は横浜市から引っ越してきて、新潟市は高いなと思ったのです。しかし、このグラフを見るとほとんど変わりません。実は、下水道料金が横浜市の約 1.6 倍であり、特に一般家庭ですと、下水道料金を同水量で払いますので、上水道プラス下水道でどのくらい負担が増えるかという議論は、ここではないのかもしれないのですけれども、どこかで必要かと考えます。</p>
(佐伯会長)	上水道だけというのはないので、当然、下水道。下水道も上がるのですか。
(経営管理課長)	<p>すみません、残念ながら、新潟の場合は水道と下水は全く組織が別で、下水は市のほうでやっています、水道料金のみ水道局のほうでやっています。同時徴収ということで、水道の使用水量を基に下水道使用料を積算して、下水道部から水道局に徴収委託、水道料金と一緒にお客さんから徴収してくださいという委託を受けてやっているのです。なので、すみません、下水道の料金改定という話になると、また別の、市の下水道部の話になってきますので。</p>
(山下委員)	分かりました。
(山田委員)	<p>13 ミリと 20 ミリの話です。口径の違いで基本料金が違うというのは理解できるのですが、使った量が同じにもかかわらず、口径が違うことで料金が違うというのは、これが少量使用者への配慮ということだと思えるのですけれども、そこが公平性の観点から少し引っかかっています。ただ、一方で、13 ミリと 16 ミリを使っている方が、前にいただいた資料だと 9 割近かったと思いますので、そこら辺をどう考えるかということだと思います。先ほどあったとおり、20 ミリのところは今後検討されるということになるのですか。</p>
(経営管理課長)	<p>かりに安くするときの影響額、料金改定率とのバランスといいますか、その辺にかかわってくるのかなと思います。今は何とも、20 ミリをどうしようという案は出せないですけれども、検討が必要な中身であるというのは間違いのないと思います。</p>
(佐伯会長)	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>大体、議論は出尽くしたでしょうか。基本的には、現行の料金体系をとというのは強い反対はないと思うのですが、やはり、20 ミリの扱いは少し問題になるのかなというところですが、どうしましょうか。今回はまだこのままで行きたいと。</p>

(経営管理課長)	<p>今日、結論というか、皆さんから意見を集約していただきたいものとしては、まず、7ページにありますように、料金表の体系、口径別の。</p>
(佐伯会長)	<p>基本的にということですね。</p>
(経営管理課長)	<p>そうです。基本的に、口径別の基本料金というものをもらうのですよと。プラス、使用水量に応じた従量料金という、ランク別に設けて単価を設定するのですという基本的なところを確認いただいて、あと、20ミリについては、少し保留といいますか、また次回以降ということにさせていただければと思います。</p>
(佐伯会長)	<p>では、体系を基本的に維持することについては賛成ということで、あと、20ミリについては継続して検討という結論でよろしいですか。</p> <p>では、そういうことにさせていただきます。</p> <p>それでは、一応、討議用メモに書かれている内容がすべて終わったということで、確認させていただきます。料金改定の必要性については、令和6年度の改定が必要ということで、これはそのとおりだという結論かと思います。</p> <p>それから二つ目です。確保すべき資金残高の限度ということで、年度当初25億円保有を最低限度としたいという事務局案に対して、それはけっこうだけれども、金額はそれが適切かどうかは分かりませんが、例えば、30億円とかそういう、少し残高を上げた場合の料金改定の試算をしていただきたいというのが審議会での結論というかお願いになるかと思います。</p> <p>それから三つ目、企業債の考え方については、充当率を検討して長期的には企業債残高を縮減するというので、考え方としてはこれでけっこうだという結論になります。</p> <p>それから、料金改定時期については、令和6年10月ということで、これについてもけっこうですということになります。</p> <p>それから、料金算定期間については、事務局案としては3.5年ということですが、これは二つご意見があって、なるべく改定率を低く抑えるという意味で3.5年がいいのだというお考えと、あまりちょこちょこ変えるよりはもう少し長期的に、設備の更新でお金がかかるというのも分かっていますので、もう少し長く取ったらどうかというご意見が出たので、3.5年に対して5年程度で料金算定期間を設定した場合にどれくらいの改定率なのかを試算していただきたいと。それで、これを比較したいということだったかと思います。</p> <p>それから、最後、料金体系については、いわゆる料金表の形というか、体系は基本的には維持するというのでけっこうだということです。ただし、20ミリの扱いについては、家庭用として行くのかというので、そういうご意見もありますので、引き続き検討ということが審議会としての結論かと思います。</p>

	<p>ということで、そこまで審議は終わりでしょうか。</p> <p>続いて、次回の審議予定概要について、説明をお願いいたします。</p>
(経営管理課長)	<p>引き続き私から、資料2-6になります。</p> <p>次回、11月14日の審議予定概要です。時間としましては9時半から、当会場で開催します。</p> <p>進行としまして、前回審議ということで、本日いただきました内容を改めて再確認してからスタートしたいと思います。次に、事務局案の説明ということですが、今ほどいただいた選択肢が何点かありましたので、その辺を含めたもので、料金算定要領に基づく試算ですとか料金改定規模、平均改定率と書いてありますけれども、そういった、何パターンか出してお示ししたいと思っております。それを基にした財政計画も含めて提示したいと思っております。それについて、また審議会の皆様からご意見をいただいて、意見集約をしていただければと思っております。よろしくをお願いします。</p>
(佐伯会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの資料について、あるいは全体、さかのぼってもけっこうですけれども、何かご質問、ご意見等はありませんか。</p>
(小倉委員)	<p>質問というわけではないのですが、今日、ご説明いただいて、水道料金の中に、水を作るお金だけではなくて、更新費とか修繕費とかそういうものへの投資も水道料金に含まれているという話を聞いて、なるほどなと思ったのですが、そういうものも広報の「水先案内」にもしっかり載せてほしいと思います。</p>
(経営管理課長)	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
(佐伯会長)	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。それでは、次第6、水道事業を後世に引き継ぐための水道料金改定についてご審議いただきまして、基本的には事務局案が承認ということかと思いますが、若干、宿題を出させていただきましたので、次回、それについてまたご対応いただければと思います。</p> <p>これで予定は終了となりますけれども、委員の皆様からご意見をいただき、それから、水道局から報告というかはありますか。</p> <p>よろしいですか。ないようですので、事務局にお返しします。</p>
(事務局)	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様、長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。</p> <p>最後に、総務部長の小柴よりごあいさつを申し上げます。</p>

<p>(総務部長)</p>	<p>委員の皆様、本日は長時間にわたりご審議いただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>特に、水道料金の改定についてを中心にご審議いただき、極めて難しい課題等についてご意見を頂戴いたしました。私ども水道局としましても、この課題にしっかりと向き合って、適正な水道料金を設定できるように、責任を持って取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>委員の皆様には、来月以降も、非常に限られた短い期間の中でご審議をお願いすることとなりますが、引き続き、よろしくお願い申し上げたいと思います。</p> <p>本日は、大変ありがとうございました。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>以上をもちまして、令和5年度第4回新潟市水道事業経営審議会を閉会いたします。</p> <p>本日の議事録については、後ほど内容をご確認いただきまして、ホームページに掲載する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、次回、第5回の審議会ですが、先ほどお話ありましたとおり、11月14日9時30分より、この場所で開催させていただきます。議題は、本日も審議いただきました水道料金の改定について、引き続きご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、本日は、どうもありがとうございました。</p>